

大治町緑の基本計画

令和 3 年 3 月

大 治 町

—目 次—

はじめに～計画の策定に当たって～	1
緑の基本計画とは	1
緑の基本計画の必要性・意義と効果	2
緑の一般的な役割	3
緑の基本計画の目標年次・位置付け	4
緑の基本計画で対象とする緑地	5
第1章 緑を取り巻く状況	6
1-1 緑に関する社会経済情勢の変化	6
1-2 新たな緑の保全・創出制度	8
1-3 上位・関連計画	12
第2章 大治町の概況	17
2-1 自然的条件	17
2-2 社会的条件	24
第3章 大治町の緑の現況	29
3-1 緑地現況	29
3-2 緑化現況	39
第4章 緑に関する分析・評価	43
4-1 前回計画の評価・検証	43
4-2 緑の分析・評価	45
4-3 課題の設定	51
第5章 緑地の保全及び緑化の目標	62
5-1 緑の将来像	62
5-2 基本方針の設定	64
5-3 計画の目標	65
第6章 緑に関する施策の方針	66
6-1 緑地配置の方針	66
6-2 公園・緑地の整備方針	67
6-3 緑地の保全及び緑化の推進のための施策	69
第7章 実現のための具体的な取り組み	72
7-1 緑を守り育てるための取り組み	73
7-2 緑を活かすための取り組み	75
7-3 緑をつくる（増やす）ための取り組み	76

はじめに～計画の策定に当たって～

緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に基づき策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。

この計画は、各市町村における緑の現状やニーズを踏まえ、「緑地の保全及び緑化の目標」や「緑地の保全及び緑化の推進のための施策」を示すとともに、都市公園の整備や緑地の保全並びに、緑化の推進方策について、総合的に進めていくものです。

平成29（2017）年には、都市緑地法、都市公園法等の大幅な見直しが行われ、緑の基本計画では法定記載事項が下表に示すように変更されました。

－緑の基本計画における法定記載事項－

- ①緑地の保全及び緑化の目標
- ②緑地の保全及び緑化の推進のための施策
- ③都市公園の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針
- ④特別緑地保全地区内の緑地の保全
- ⑤生産緑地地区内の緑地の保全
- ⑥緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区における緑地の保全
- ⑦緑化地域における緑化の推進
- ⑧緑化地域以外の重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区における緑化の推進

都市緑地法 第4条第2項

大治町（以下「本町」という。）における緑の基本計画は、平成29（2017）年度に改訂され、令和2年度を目標年度と定めて実施してきました。この度、目標年度を迎えたことから、これまでの成果を検証し、近年の社会情勢の変化を踏まえたうえで、「大治町緑の基本計画」の見直しを行います。

緑の基本計画の必要性・意義と効果

緑の基本計画を策定する必要性・意義と効果について、以下のとおり整理しました。

－緑の基本計画の必要性・意義－

- ・都市の緑は、何らかの施策を講じなければ失われていくおそれがあります。このため、都市の緑を確保していくための長期的な視野に立った計画が必要です。
- ・「緑のあり方」に対する町民意識の高まりに応えるため、ビジョンを明確化・共有化していく必要があります。
- ・「緑のあり方」やその実現に向けた基本方針等を示すことが、町民に最も身近な地方公共団体である本町（行政）の役割として求められます。
- ・緑の基本計画は、都市計画における緑地に関する一つの分野別計画として位置付けられています。
- ・これからの緑の基本計画は、地域の自然環境のポテンシャルと自然立地的な土地利用の方針を示すベースマップとしての横断的役割も求められています。

－緑の基本計画策定による効果－

- ・基本方針等を示すことにより、行政・町民がビジョンを共有し行動することができます。
- ・緑豊かな生活環境の形成に向けて、町民の参加や協力によるまちづくりが推進されます。
- ・町民による「緑のまちづくり」への参画あるいは参加意識・機運が醸成されます。
- ・本町の「緑の将来像」の実現に向けて、行政・町民が一丸となって取り組むための指針となります。
- ・計画の目標実現へ向けて、行政内部での合意形成が促進されます。
- ・効率的、重点的な事業の推進が可能となります。
- ・都市公園の維持管理基準の法令化と相まった老朽化対策が促進されます。
- ・生産緑地地区の面積要件引き下げ等と相まった都市農地の保全が促進されます。

緑の一般的な役割

本計画の「緑」とは、樹木や草花といった植物だけではなく、自然的環境を有する「土地（農地や河川等）」や「空間（公園やオープンスペース等）」を含みます。

これらの緑の一般的な役割について、「環境共生社会」「安全・安心の確保（防災・減災）」「健康・福祉の向上」「地域コミュニティの醸成」「経済・活力の維持」の視点より整理しました。

(1) 環境共生社会

都市における緑地は、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、生物の生息・生育空間としての機能を有しています。緑地が環境保全機能を継続的に発揮することで、環境面での都市の持続可能性を高めることに貢献することができます。

(2) 安全・安心の確保（防災・減災）

地震火災時の避難地や延焼防止帯としての機能はもとより、海岸防災林や屋敷林による津波被害の軽減、急傾斜地や頻繁に水害被害にあっている地帯等の災害危険地の保護、雨水の浸透・貯留や遊水地としての洪水調節による水害の抑制をはじめ、緑地の防災・減災機能を総合的に活用することで、自然災害からの安全・安心の確保に貢献することができます。

(3) 健康・福祉の向上

都市公園に限らず、公共的なオープンスペースとしての性格を持つ緑地は、健康の維持増進に資する運動の場、子どもや子育て世代が安心して遊べる空間、自立した生きがいの感じられる生活につながる地域活動の場として貢献することができます。

(4) 地域コミュニティの醸成

祭り等の行事から、公園愛護会による公園管理や里山管理活動、地域の共有財産である緑地の利用や管理活動を通じた交流は、個人の地域への愛着を高めるとともに、地域コミュニティの醸成に貢献することができます。

(5) 経済・活力の維持

都市の緑地は、身近な自然環境や高質なオープンスペース、良好な景観形成により、国際的なビジネス環境の向上、観光地としての魅力の増進、住宅・宅地の資産価値の向上を通じ、地域経済・活力の維持に貢献することができます。

緑の基本計画の目標年次・位置付け

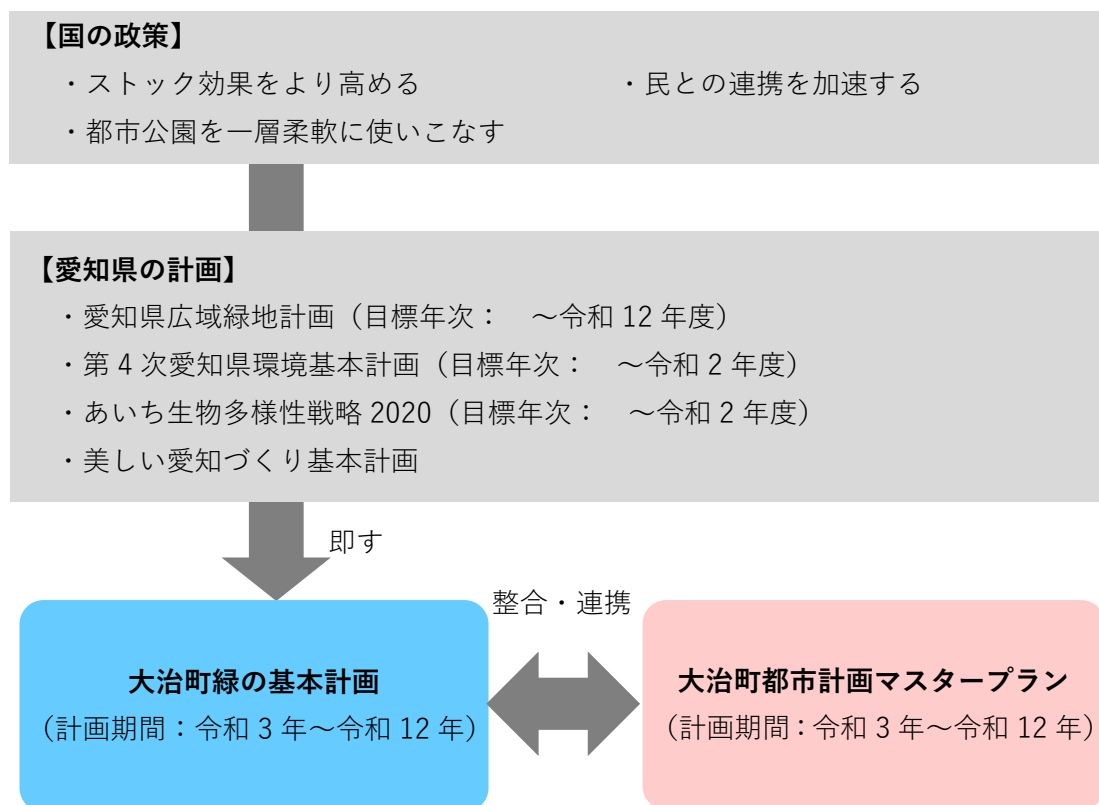
緑の基本計画の目標年次と位置付けは以下のとおりです。

(1) 計画の目標年次

計画の目標年次は、「大治町都市計画マスタープラン」との整合を図り、令和12（2030）年度とします。

(2) 計画の位置付け

計画は、国や県の政策を踏まえつつ、「大治町都市計画マスタープラン」と整合・連携を図りながら策定します。

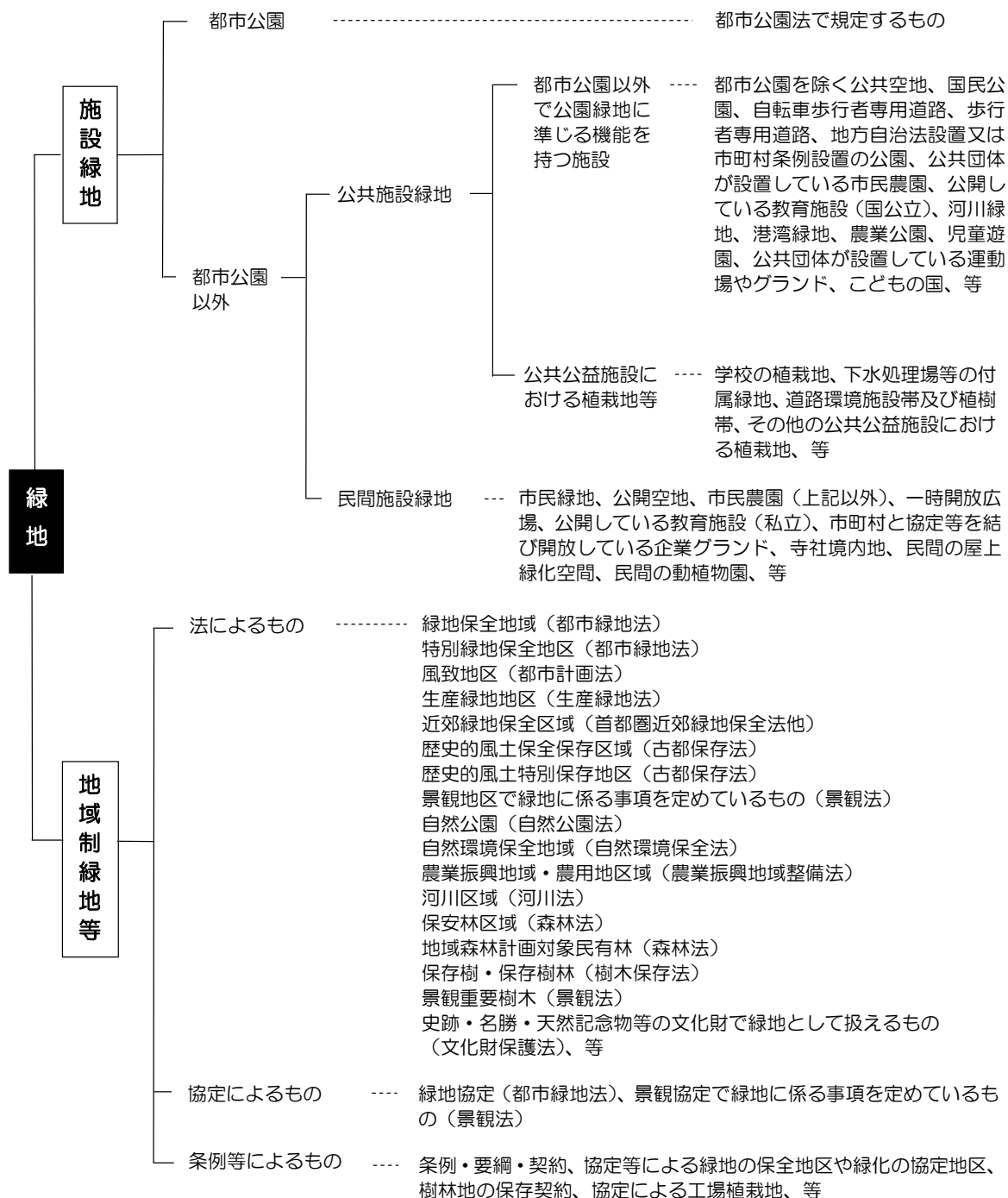


図－大治町緑の基本計画と他の計画との関係

(3) 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、都市計画区域（＝本町の全域 659ha）とします。

緑の基本計画で対象とする緑地



資料：新編 緑の基本計画ハンドブック（平成19（2007）年4月2日発行）

第1章 緑を取り巻く状況

1-1 緑に関する社会経済情勢の変化

少子高齢化により人口減少社会に入り、人口増を前提とした成長・発展を目指すまちづくりから、誰もが安心して暮らせる環境、暮らしの質の維持・向上に着目したまちづくりへの転換が求められています。

都市における緑においても、緑を通じたまちづくりによって環境・社会・経済の持続性を高めるとともに、人々の豊かな暮らしの実現に貢献することが求められます。

(1) コンパクトな都市づくりに対応する緑とオープンスペースの活用

都市における土地利用は、人口減少とそれに伴う市街地の低密化、高齢社会の加速による地域経済の衰退、生活利便性の低下、空き地・空き家の増加に伴う安全性の低下、地域コミュニティの希薄化といった様々な課題が懸念されています。

このような状況に対し、緑における健康活動の場やコミュニティ醸成の場としての機能を発揮させることで、都市をコンパクト化し、空き地や緑地の荒廃を防ぐとともに、地域のにぎわい創出や地域コミュニティの活性化が求められています。

(2) 生活の質の向上を実現する緑とオープンスペースの活用

社会の成熟化に伴い、国民の価値観が多様化するにつれて、経済的な側面以外の充足を求めるニーズが高まっており、都市も経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさや生活の質の向上へ対応が必要となってきます。

このような状況に対して、都市の緑とオープンスペースが本来有している多様な機能を発揮し、社会状況や変化するニーズに柔軟に対応した空間やサービスを提供し続けられるような整備や活用が求められています。

(3) 地球規模での環境保全に対応する緑とオープンスペースの確保

地球温暖化が進行しており、安定的な水資源の確保や農業生産への悪影響も懸念されています。社会・経済活動が行われる都市の持続的な発展を図るうえでも、食糧自給率の向上、健全な水循環の維持・回復、地球温暖化対策が求められています。

このような状況に対し、二酸化炭素吸収源として蒸散作用による地表面の高温化の防止・改善機能を持つ都市の緑を積極的に創出し、ヒートアイランド現象の緩和、快適な都市環境の形成とともに、地球温暖化対策の普及啓発が求められています。

(4) 生物多様性の保全・再生に対応する水と緑の確保とネットワーク形成

自然の水と緑は、生物の生息・生育環境、生態系の基盤を形成し、生物多様性を確保するうえで重要な役割を果たしています。

このような状況に対し、生物の生息地・生育地としての役割を持つ水と緑や生物の移動経路としての役割を持つ水と緑としてのネットワークを確保するとともに、環境教育・環境学習の場としての活用が求められています。

(5) 都市の防災性向上に対応する緑とオープンスペースの確保

南海トラフ巨大地震に代表される大規模地震の発生、気候変動による風水害・土砂災害を含む自然災害の増加といった災害リスクの高まりが懸念されています。

このような状況に対し、都市の緑は、地震火災時の延焼を防ぎ、避難地・避難路となると同時に、救助・救援、復旧・復興活動の拠点となり、都市の防災性、安全性を高めます。このことから、防災機能を併せ持つ都市公園等の整備や自然インフラと人工構造物を組み合わせた防災・減災機能の確保が重要な課題となっています。

(6) 地域固有の景観形成に対応する緑とオープンスペースの確保

少子高齢化が進行するなか、持続的に発展する地域社会の構築とともに、地域固有の風土、歴史、文化が尊重され、それらを活かした個性豊かな地域づくりが求められています。

このような状況に対し、人間の生活、気候や歴史・風土等が一体となって形成される緑は、都市や地域に固有の美しい景観の基盤となります。また、四季の変化に富んだ多様な緑は、地域固有の文化の形成と保持、地域の活性化、観光、地域間の交流・連携のための資源としての役割が求められています。

(7) 多様な主体による緑のまちづくりへの参画の促進

近年、法改正により都市公園等の緑とオープンスペースの整備や、管理運営における民間との連携が進んできています。

このような状況に対し、都市の緑やオープンスペースでは、地域住民やNPOの活動、民間企業の社会貢献活動といった多様な主体の参画による取り組みが展開されています。こうした多様な主体の参画と連携による協働の取り組みをより拡大・充実するため、行政が自ら行うべきことを引き続き着実に推進していくことが必要です。また、緑とオープンスペースの創出を促すための手法の充実や運営管理主体として地域住民組織、まちづくり団体と積極的に連携できる仕組みづくりや、参画機会拡大のための支援及び情報提供が求められています。

1-2 新たな緑の保全・創出制度

平成23（2011）年度に現行の緑の基本計画を策定して以後、本計画の根拠法である都市緑地法（平成16（2004）年度改正以前は「都市緑地保全法」）及びその他関連法が改正されています。

これにより、以下に示すように緑の保全・創出に関する新たな制度が創設・拡充されており、今回の計画見直しにおいて、これらの制度活用を視野に入れた検討が求められています。

(1) 緑の基本計画における記載事項に2項目の追加がありました。（都市緑地法）

緑の基本計画に「都市公園の管理方針」と「都市農地の計画的な保全」について定めることにより、財政・人員の厳しい制約のあるなかで、公園ストックの適正管理や都市農地の持つ緑地機能の発揮を目指します。（平成30（2018）年度施行）

(2) 生物多様性の確保への配慮が緑の基本計画に追加されました。（都市緑地法）

平成22年10月の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）を受け、緑の基本計画の策定又は改定時において、(1) 自然的条件及び社会的条件の現況調査、(2) 調査結果の分析・評価、(3) 課題の整理、(4) 目標（法第4条第2項第1号「緑地の保全及び緑化の目標」）の設定、(5) 緑地の配置方針の設定、(6) 施策の検討を的確に実施し、その成果を緑の基本計画に反映していくことが重要であるとの指針が出されました。（平成23（2011）年10月）

(3) 緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度が拡充されました。（都市緑地法）

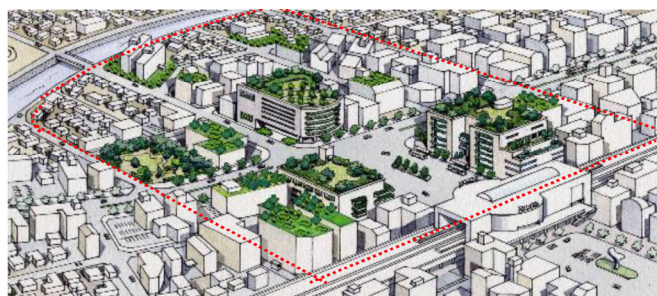
NPOや企業CSRによる緑地の保全・整備の取り組みが広がりつつあります。このような民間主体を公的に位置付け、社会的信用を高めるとともに、地方公共団体との連携を強化することで、民間主体による自発的な緑地の保全や整備を推進するために「みどり法人制度」が拡充されました。本制度は、市区町村長より指定を受けたNPO法人や都市の緑地の保全及び緑化の推進を目的とする会社等が、指定を受けた市町村の区域内において、市民緑地の設置及び管理、特別緑地保全区域内における管理協定に基づく緑地の管理を実施できるものです。（平成29（2017）年度施行）

(4) 市民緑地認定制度が創設されました。（都市緑地法）

都市部における、良好な都市環境の形成に不可欠な緑地・オープンスペースを確保するために「市民緑地認定制度」が創設されました。本制度は、緑化地域又は緑化重点地区内において、民間が主体となり空き地等を活用して、公園と同等の空間を創出することにより、固定資産税等の軽減を受けることができるものです。（平成29（2017）年度施行）

(5) 緑化地域制度が改正されました。(都市緑地法)

近年の緑化技術の進展により、壁面緑化や屋上緑化の取り組みが普及してきたことを踏まえ、緑化地域における緑化率の最低限度の基準について見直しがありました。本制度は、緑が不足している市街地において、市町村が緑化地域を都市計画に定めることにより、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付けることができるものです。(平成30(2018)年度施行)



図－緑化地域制度のイメージ

(6) 緑地の定義に農地の明記が追加されました。(都市緑地法)

都市農業振興基本法・都市農業振興基本計画により都市農地の位置付けが見直されたことを受け、都市緑地法における緑地の定義上、取扱いが不明確であった「農地」について、緑地の定義に農地が含まれることが明記されました。そして、良好な都市環境の形成を図る観点から保全すべき農地は、都市緑地法の諸制度において「緑地」として積極的に位置付け、保全・活用を図ることが可能になりました。(平成29(2017)年度施行)

(7) 公募設置管理制度 (Park-PFI) が創設されました。(都市公園法)

民間活力による新たな都市公園の整備手法を用いて、公園の再生・活性化を推進するために「公募設置管理制度」が創設されました。公募設置管理制度とは、都市公園において飲食店、売店等の公園施設(公募対象公園施設)の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定します。事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置が適用される制度です。(平成29(2017)年度施行)

(8) PFI事業の設置管理許可期間が延伸されました。(都市公園法)

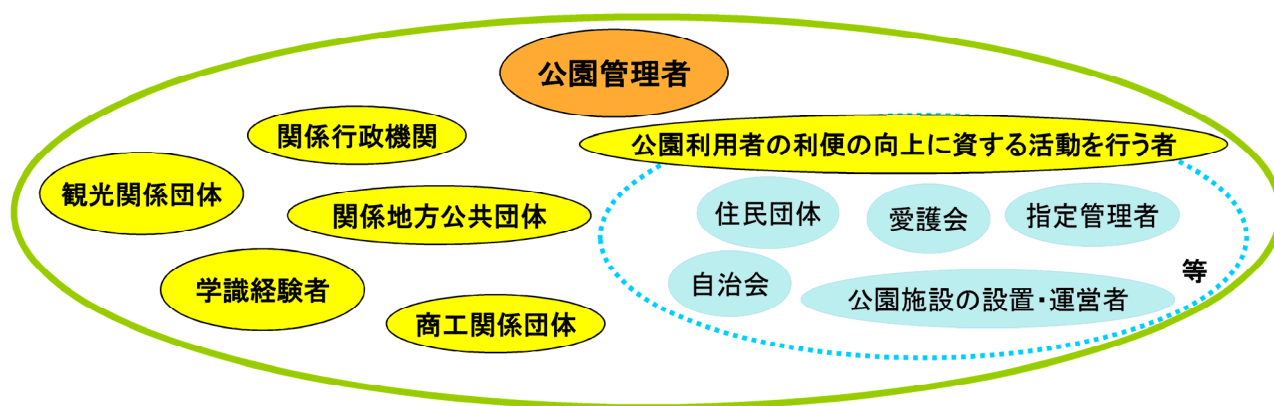
事業者の長期的事業運営を確保し、より多くの民間参入を促進するために設置管理許可期間が延伸されました。公園施設を整備する場合の設置管理許可期間(現行:最長10年)を、PFI事業契約の契約期間の範囲内(最長30年)で公園管理者が設定できることになりました。(平成29(2017)年度施行)

(9) 都市公園内で占用許可特例として保育所等が設置可能になりました。(都市公園法)

待機児童解消の取り組み強化に向けて、オープンスペース機能を損なわない範囲で、特区以外の都市の都市公園に保育所等の設置が可能となりました。設置が可能な社会福祉施設として、保育所、学童クラブ、老人デイサービスセンター、障害者支援施設等があります。(平成29(2017)年度施行)

(10) 公園の活性化に関する協議会が設置可能になりました。(都市公園法)

公園管理者は、都市公園の利用者の利便性向上に必要な協議を行うための協議会を組織することができるようになりました。各構成員には協議が整った事項について尊重義務があります。(平成29(2017)年度施行)



図－協議会のイメージ

(11) 都市公園の維持修繕基準が法令化されました。(都市公園法)

都市公園の予防保全による長寿命化・安全対策を徹底するために、維持修繕基準が法令化されました。公園施設全般に関する維持修繕に係る技術的基準の内容が定められています。(平成30(2018)年度施行)

(12) 都市の低炭素化の促進に関する法律が制定されました。(エコまち法)

地域住民や民間事業者と一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組むことを目的として「都市の低炭素化の促進に関する法律」(略称：エコまち法)が制定されました。(平成24(2012)年9月)

(13) 愛知県では「あいち森と緑づくり税」による緑づくりが継続されています。

愛知県では、森と緑が有する環境保全、災害防止等の公益的機能の維持増進のため、平成21（2009）年度より「あいち森と緑づくり税」が導入されました。その税収により基金（あいち森と緑づくり基金）を設置し、これを原資とした「あいち森と緑づくり事業」が、令和元年度から10年間継続して、都市の緑の保全・創出の取り組みが行われています。

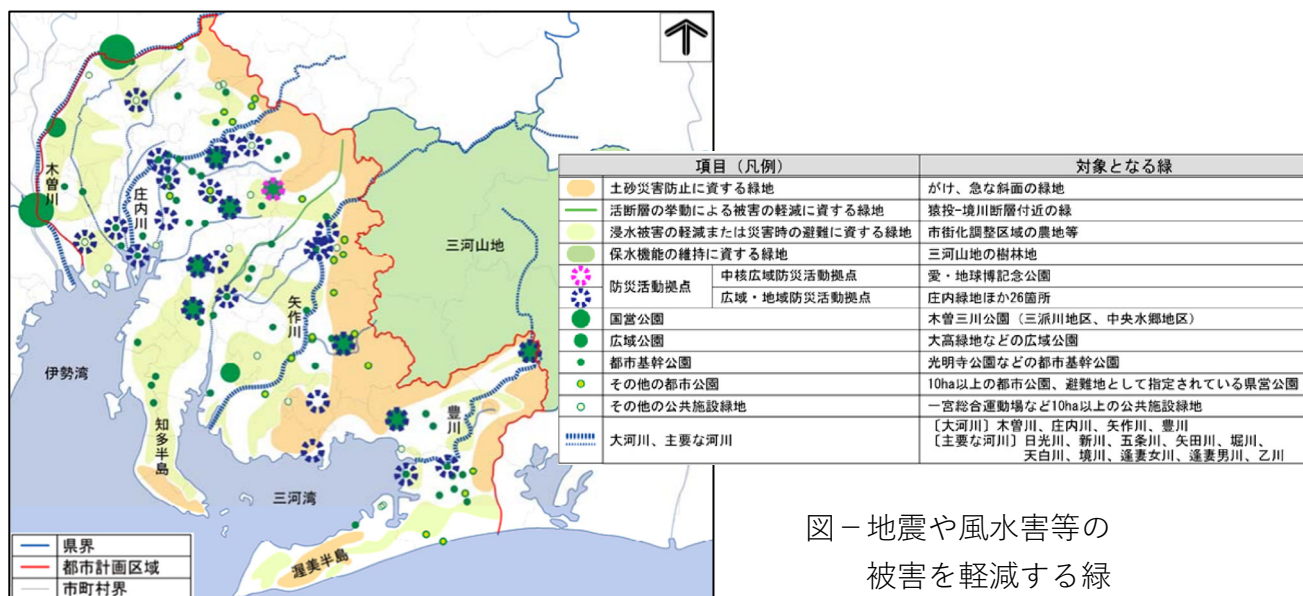
1-3 上位・関連計画

上位・関連計画における本町の位置付けを把握するために、各計画の概要をまとめます。

1-3-1 愛知県広域緑地計画

平成 31 (2019) 年 3 月

- 目標年次 : 令和12 (2030) 年度
- 計画の理念 : 『豊かな暮らしを支える あいちの緑づくり』
～緑の質を高め 多様な機能を活用～
- 基本方針 :
- ◇基本方針1: 緑の恩恵を享受し、自然と調和し災害にも強い緑の都市づくり
- ◇基本方針2: 良好な生活環境とQOL (生活の質) を高める緑の空間づくり
- ◇基本方針3: 多様な主体との連携と地域の特性を活かす緑づくり
- 具体的な施策 (リーディングプロジェクト):
- ◇植物の生育に配慮した植栽計画の検討
- ◇健全で良質な緑づくりに向けた普及啓発活動の実施
- ◇緑の恩恵を享受していくための生物多様性への配慮
- ◇防災・減災に資する緑とオープンスペースの保全と創出
- ◇緑を育む行動へと結びつく啓発活動の実施
- ◇日常の安心につながる公園施設の維持管理と更新
- ◇QOL (生活の質) の向上に貢献する身近な緑とオープンスペースの確保
- ◇心と体の健康を支える緑の活用
- ◇まちづくりと一体になった魅力的な緑づくりの推進
- ◇地域コミュニティを育む場としての緑の活用
- ◇地域の特性を活かした緑のまちづくりの推進
- ◇多様な主体による緑のまちづくりの推進

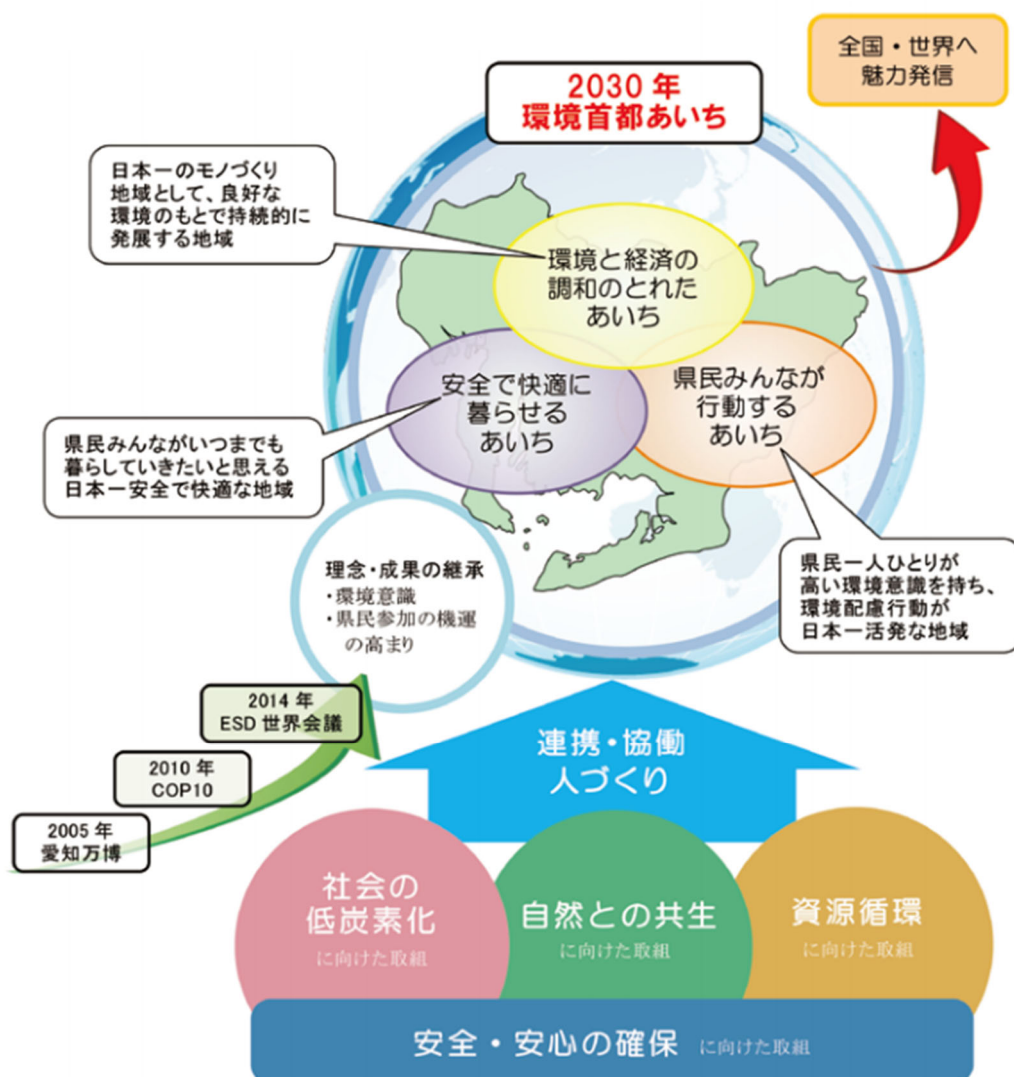


図－地震や風水害等の被害を軽減する緑

1-3-2 第4次愛知県環境基本計画

平成26（2014）年5月

- 目標年次：平成32（2020）年（平成42（2030）年頃までの長期を展望）
- 計画の目標：『県民みんなで未来へつなぐ「環境首都あいち」』
- 基本方針：
 - ◇環境と経済の調和のとれたあいち
 - ◇安全で快適に暮らせるあいち
 - ◇県民みんなが行動するあいち
- 施策展開の方向：
 - ◇「安全・安心の確保」を最優先
 - ◇分野横断的・総合的な施策の展開
 - ◇環境首都あいちを支える担い手の育成「人づくり」の推進
 - ◇多様な主体間の連携・協働による施策の展開



図－目標の実現に向けた環境施策の展開イメージ

1-3-3 あいち生物多様性戦略 2020

平成 25 (2013) 年 3 月

- 目標年次 : 令和2 (2020) 年
- 計画の目標 : 『人と自然が共生するあいち』
- あいち方式 :

県民や事業者、NPO、行政といった地域の多様な主体が共通の目標のもとにコラボレーション（協働）しながら、効果的な場所で生物の生息生育空間の保全・創出の取り組みを行うことにより、生物多様性への意識を高め、人と人とのつながりを育みながら生態系ネットワークの形成を進め、「人と自然が共生するあいち」を実現する仕組み。

■あいち方式の内容：

- ◇多様な主体のコラボレーション（協働）の場として、地域ごとに、生物多様性の保全に向けた取り組みを行うための多様な主体が集まり生態系ネットワーク協議会を立ち上げます。協議会では、生物の生息適地を示した地図（生物多様性ポテンシャルマップ）をもとに、話し合いにより地域の共通の目標を設定します。
- ◇地域内で開発行為が行われる場合には、開発事業者は自然への影響を〈回避〉〈最小化〉し、それでも残る影響について、〈代償〉を進めます。開発区域外で〈代償〉が行われるように県や生態系ネットワーク協議会が調整を図ります（あいちミティゲーション）。
- ◇これらの取り組みでは、各段階で生態系ネットワークチェックリストや生物多様性ポテンシャルマップを用いて各主体自らが活動内容を確認しながら実施することで、取り組みが効果的に行われるようにします。また、取り組みの計画や成果をあいちミティゲーション定量評価手法を使って目にみえる形で表すことにより、活動の一層の促進を図ります。

あいち方式の考え方



図－あいち方式の考え方

1-3-4 美しい愛知づくり基本計画

平成 19（2007）年 3 月

■都市づくりの理念：『未来につなぐ緑豊かな“美しい愛知”』

■分野別目標：

◇多様な生物が共存する『自然景観』

～変化に富んだ地形と生物多様性を支える自然環境を守る～

◇武家文化や近代化遺産が伝える『歴史景観』

～先人達が築いてきた尾張や三河の歴史・文化を伝え残す～

◇心の豊かさを映し出す『生活景観』

～身近な文化を守り、育て、潤いと安らぎのある生活環境を創出する～

◇「モノづくり」の活力が創り出す『産業景観』

～産業により創出される特色ある景観を守り、育む～

■景観施策：

①美しい愛知づくり景観資源の指定（条例第七条）

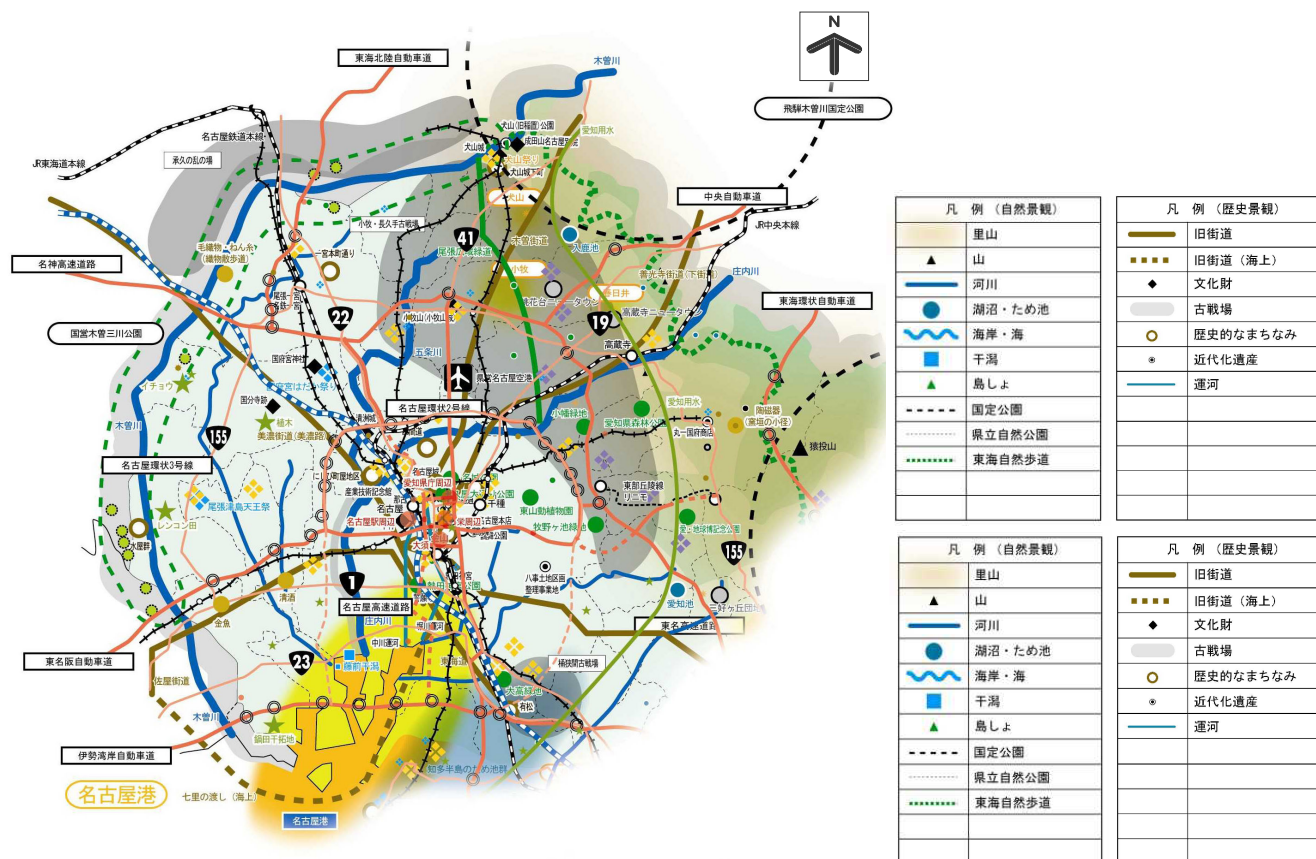
②県民等に対する支援（条例第八条）

③美しい愛知づくりに関する啓発等（条例第九条）

④公共施設の建設等に当たっての配慮（条例第十条）

⑤屋外広告物の整序

⑥景観関連事業の実施



図－広域景観資源等の分布

1-3-5 大治町都市計画マスタープラン

令和3（2021）年3月

以下について大治町都市計画マスタープランより抜粋します。

■目標年次：令和12（2030）年度

■都市づくりの理念：

・都市づくりの基本理念

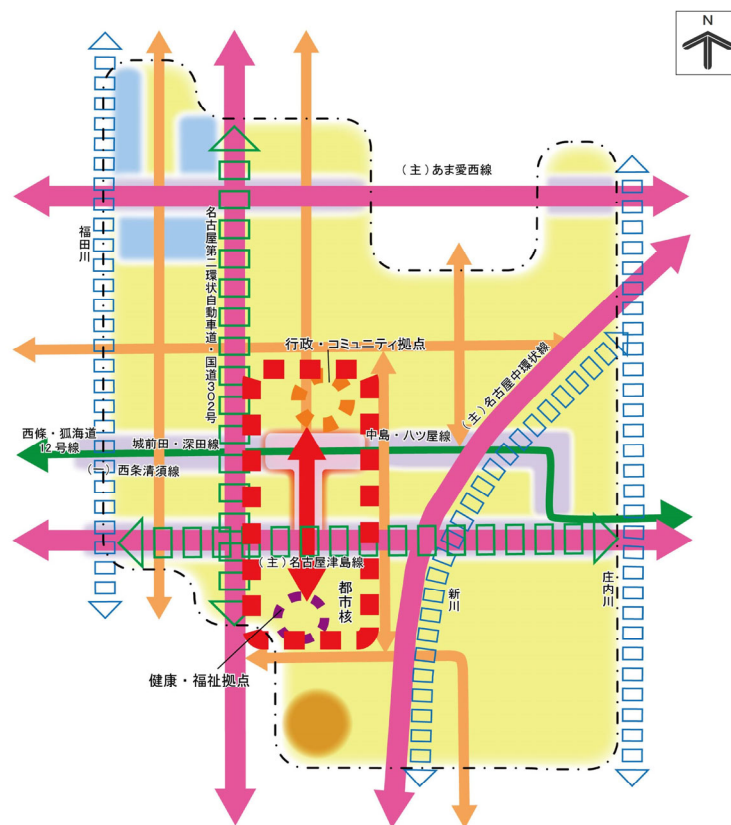
魅力 住宅地としての都市機能を充実し、暮らしの「魅力」を高めます。

安心 災害から生命・財産を守り、暮らしの「安心」を確保します。

・将来像

みんなで育む 安全で暮らしやすいまち おおはる

■将来都市構造図：



凡 例	
	広域交通軸
	生活交通軸
	自然環境軸
	都市環境軸
	広域公共交通(バス)軸
	生活環境軸
	都市核
	住宅ゾーン
	商業ゾーン
	沿道複合ゾーン
	工業ゾーン
	土地利用検討ゾーン
	行政・コミュニティ拠点
	健康・福祉拠点

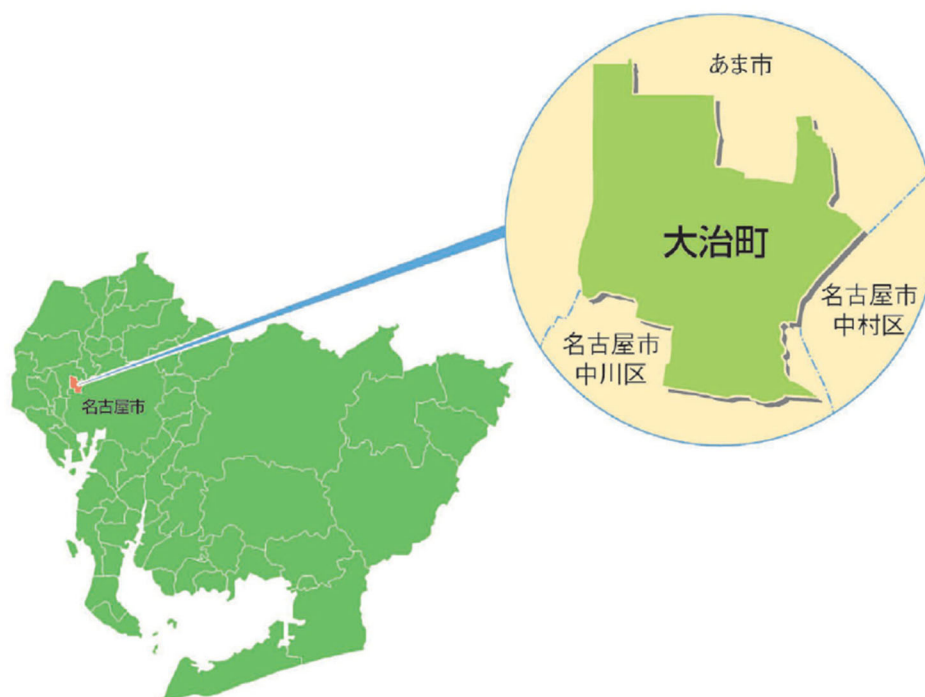
第2章 大治町の概況

2-1 自然的条件

2-1-1 位置・地勢

(1) 位置

本町は、愛知県の西部、濃尾平野の南西部に位置し、東西2.4km、南北3km、面積6.59km²を有しています。周辺は、名古屋市中村区・中川区、あま市に囲まれ、名古屋駅まで約5kmという立地条件にあり、名古屋市のベッドタウンとなっています。



図－大治町の位置

資料：第4次大治町総合計画

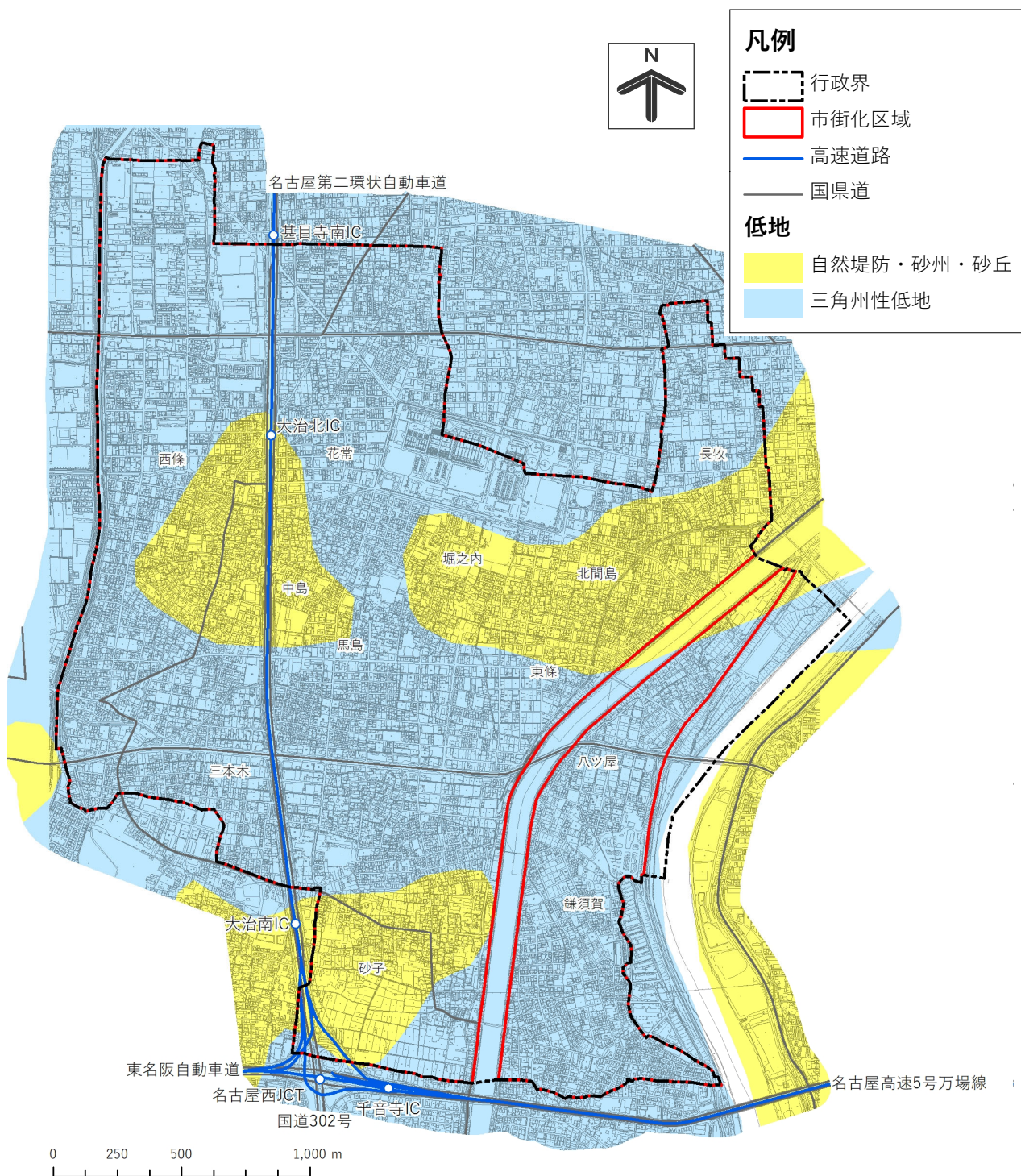
(2) 地勢

本町は、濃尾平野南西部のデルタ地帯にあり、木曽川水系及び庄内川水系によって形成された第四期沖積層となっています。沖積層が厚く地盤が軟弱なため、地震発生時には地震動が増幅され被害を受けやすい条件にあります。

また、町域全体が土地の起伏がほとんどない低平地であり、現在は排水機により常時強制排水を行っている状態です。

河川は、一級河川庄内川、一級河川新川及び二級河川福田川が北から南へ、準用河川西條小切戸川、準用河川円楽寺川及び準用河川小糠田川が東から西へ、それぞれ緩やかに流れています。

本町及び周辺地域は、濃尾平野のほぼ平坦なところですが、地形分類上では三角州性低地のなかに微高地形の自然堤防が分布しています。



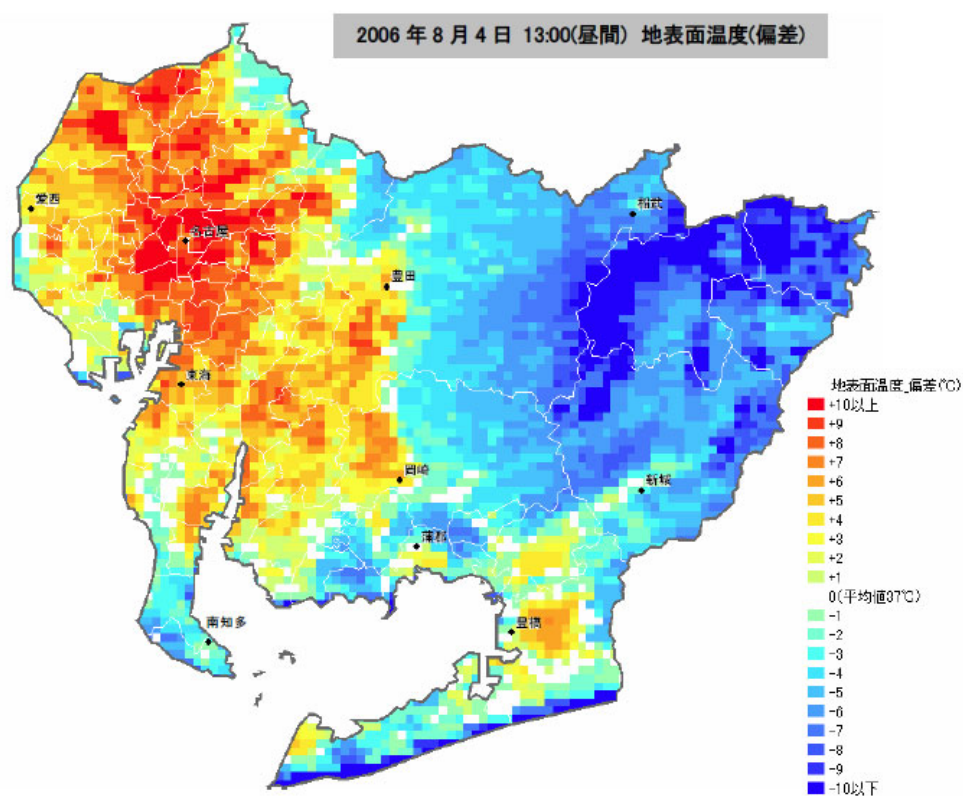
図－地形分類図

資料：1/200,000土地分類基本調査（昭和49年）

2-1-2 気象

気象は、おおむね温暖多雨の太平洋側気候を示し、低平地の土地条件から夏季には集中豪雨や台風の影響を受けることもあります。また、冬季には空気が乾燥しやすく、北西からの季節風が強くなる傾向があります。

下図は、地球観測衛星TERRA（テラ）・AQUA（アクア）のデータを基に作成した県内のヒートアイランドの実態です。名古屋市中心に本町も含め、地表面温度の高い箇所が集中しています。



図－県内のヒートアイランドの実態

資料：ヒートアイランド緩和対策マニュアル（改訂版）（平成18年）

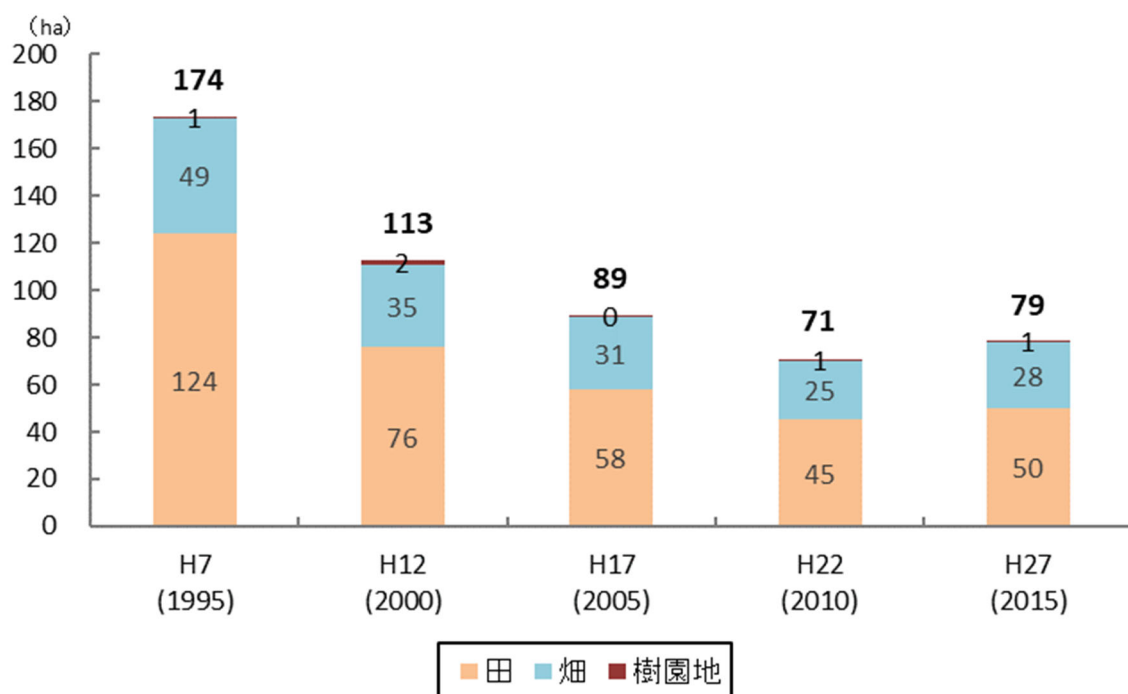
2-1-3 農業環境

市街地周辺に広がる農地の緑は、都市環境にうるおいと安らぎを与える要素となります。

本町は、濃尾平野の純農村地域でしたが、近年市街地化が進み、農家数や経営耕地の減少等農業環境は大きく後退しています。

このような状況において、都市近郊農業としての農業が維持されており、水稻の他大消費地へ出荷される赤しそ、モロヘイヤ、ハウレンソウ、小松菜等露地野菜の生産が盛んです。

経営耕地面積の推移についてみると、平成17（2005）年から平成22（2010）年にかけて減少傾向にありましたが、平成22（2010）年から平成27（2015）年にかけては微増傾向にあります。



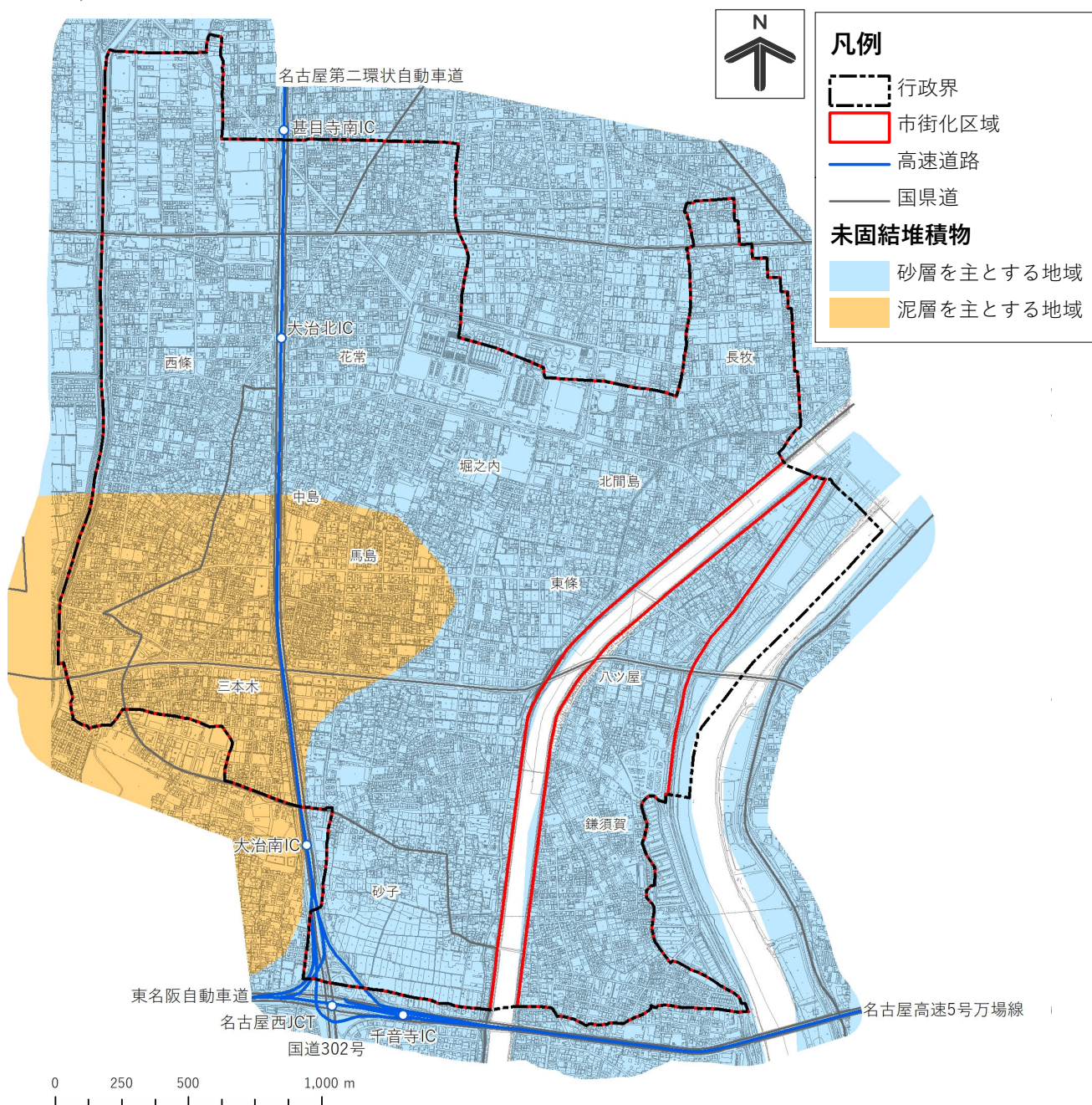
図－経営耕地面積の推移

資料：各年農林業センサス

2-1-4 土地特性

(1) 表層地質

本町の表層地質は、いずれも岩石化していない堆積物で、ほぼ砂層を主とする（大部分が砂・砂礫からなる）地域であり、西南部は泥層を主とする（大部分が砂・シルト・粘土からなる）地域となっています。

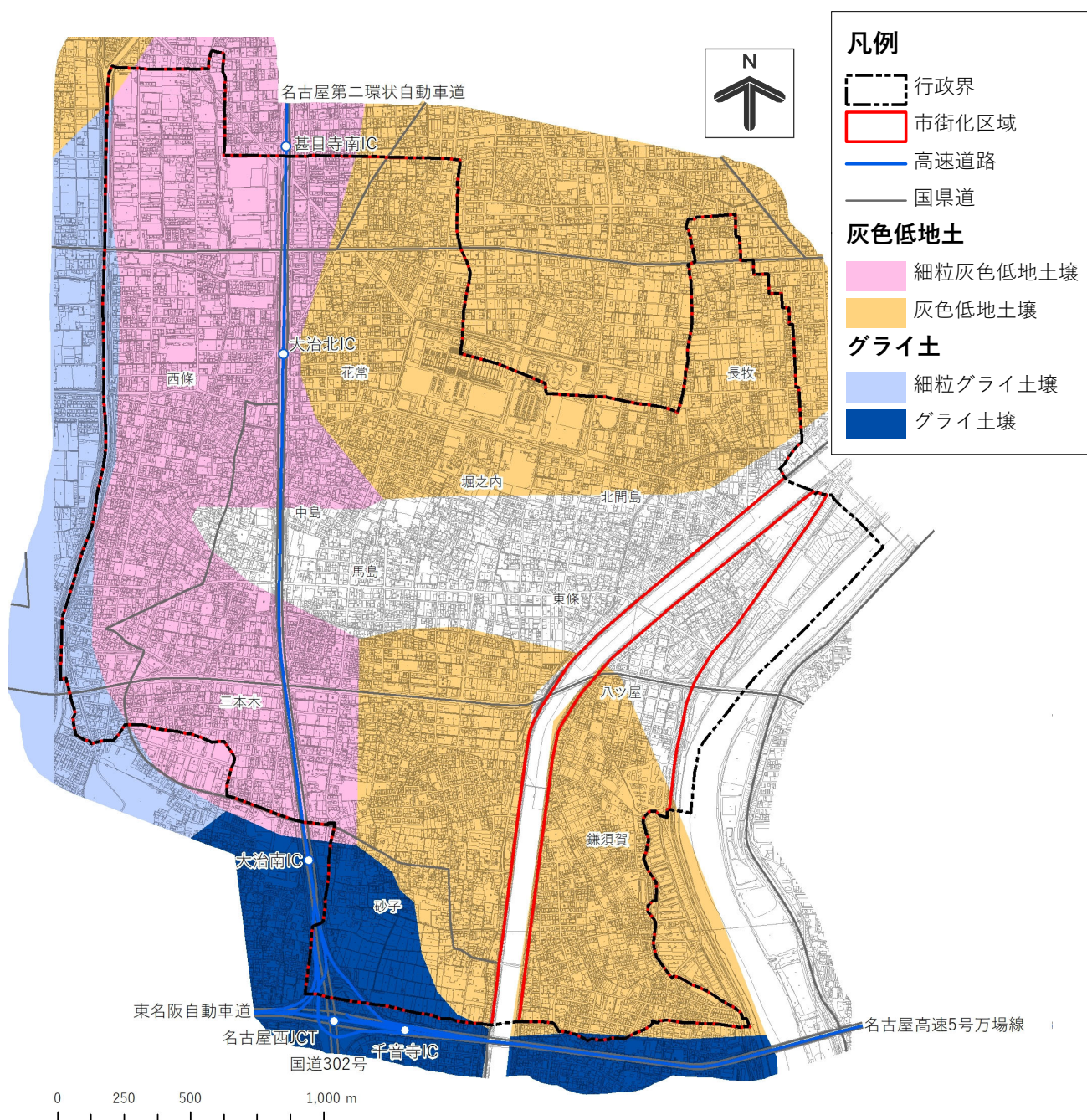


図－表層地質図

資料：1/200,000土地分類基本調査（昭和49年）

(2) 土壌

生物や植物の生息環境に大きく関わりのある本町の土壌は、ほぼ2種類に区分されており、西部が細粒灰色低地土壌（土壌の最上位層に位置する作土下の土性が粘質～強粘質）、東部が灰色低地土壌（土壌の最上位層に位置する作土下の土性が壤質）に区分されています。これらのグライ層は地表下50cm以内には出現しませんが、南部から東部にかけての隣接地には、地表下50cm以内にグライ層を持つ細粒グライ土壌やグライ土壌が分布しています。



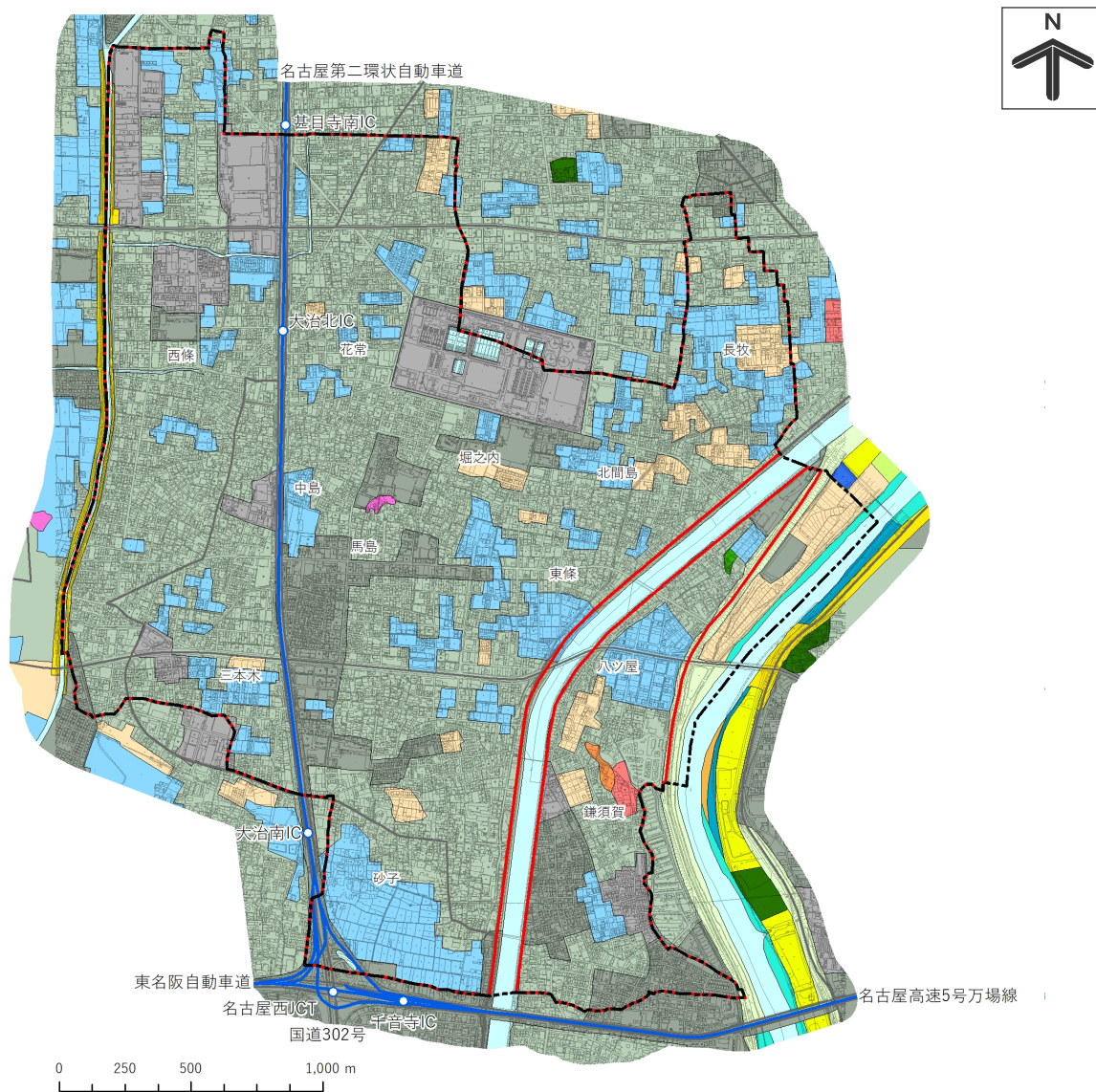
図－土壌図

資料：1/200,000土地分類基本調査（昭和49年）

2-1-5 土地利用・植生

本町の土地利用・植生は、市街地等の都市的土地利用と、水田、畑地等の農業的土地利用が混在しています。

植生は水田雑草群落、畑雑草群落等の分布がみられます。また、一級河川庄内川の河川敷にはオギ群落の植生等がみられます。



凡例			
	行政界		シイ・カシ二次林
	市街化区域		ケネザサーコナラ群集
	高速道路		ススキ群団（V I I）
	国県道		オギ群落
	ヤナギ高木群落（V I）		竹林
	ヤナギ低木群落（V I）		ゴルフ場・芝地
			路傍・空地雑草群落
			放棄畑雑草群落
			果樹園
			畑雑草群落
			水田雑草群落
			市街地
			緑の多い住宅地
			残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
			工場地帯
			開放水域
			自然裸地

図－植生図

資料：自然環境保全基礎調査（第6回調査 平成11～16年度 第7回調査 平成17年度～）

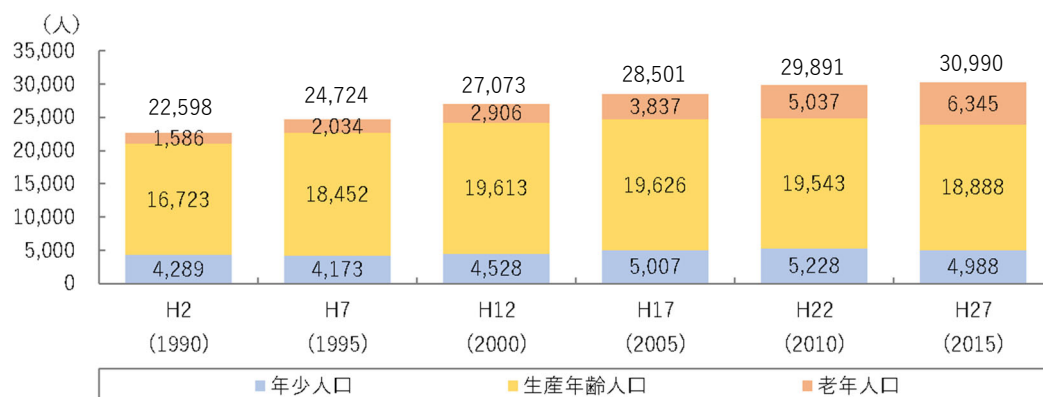
2-2 社会的条件

2-2-1 人口

(1) 人口の推移

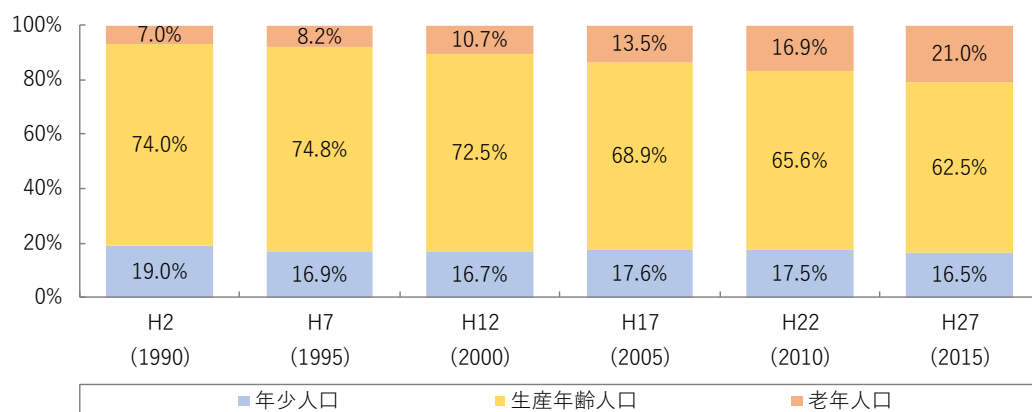
本町の人口は増加傾向にあり、平成27（2015）年時点で30,990人（平成2（1990）年の約1.4倍）となっています。

年齢別にみると、年少人口（15歳未満）は平成22（2010）年にかけて増加傾向にありましたが、平成27（2015）年には減少に転じています。生産年齢人口（15～64歳）は平成17（2005）年にかけて増加していましたが、以降は減少が続いています。一方、老年人口（65歳以上）は一貫して増加し、平成27（2015）年には年少人口を上回り、少子高齢化が進行しつつあります。



図－人口の推移

資料：各年国勢調査



※総人口は年齢不詳を含むため年齢別人口の合計と一致しない場合がある、また年齢別人口構成比については年齢不詳を除く人口に対する割合を示す

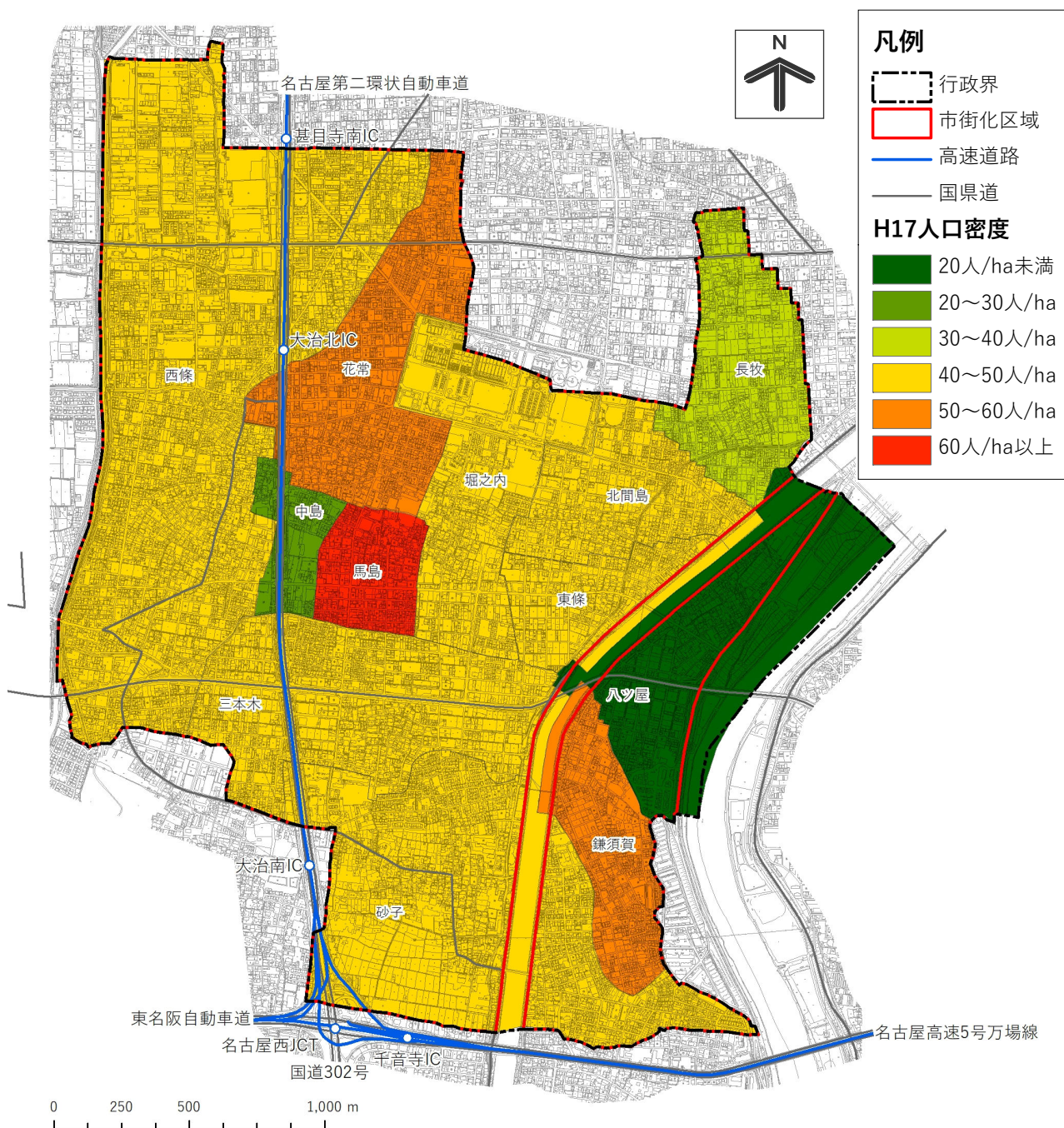
図－年齢別人口構成比の推移

資料：各年国勢調査

(2) 人口分布

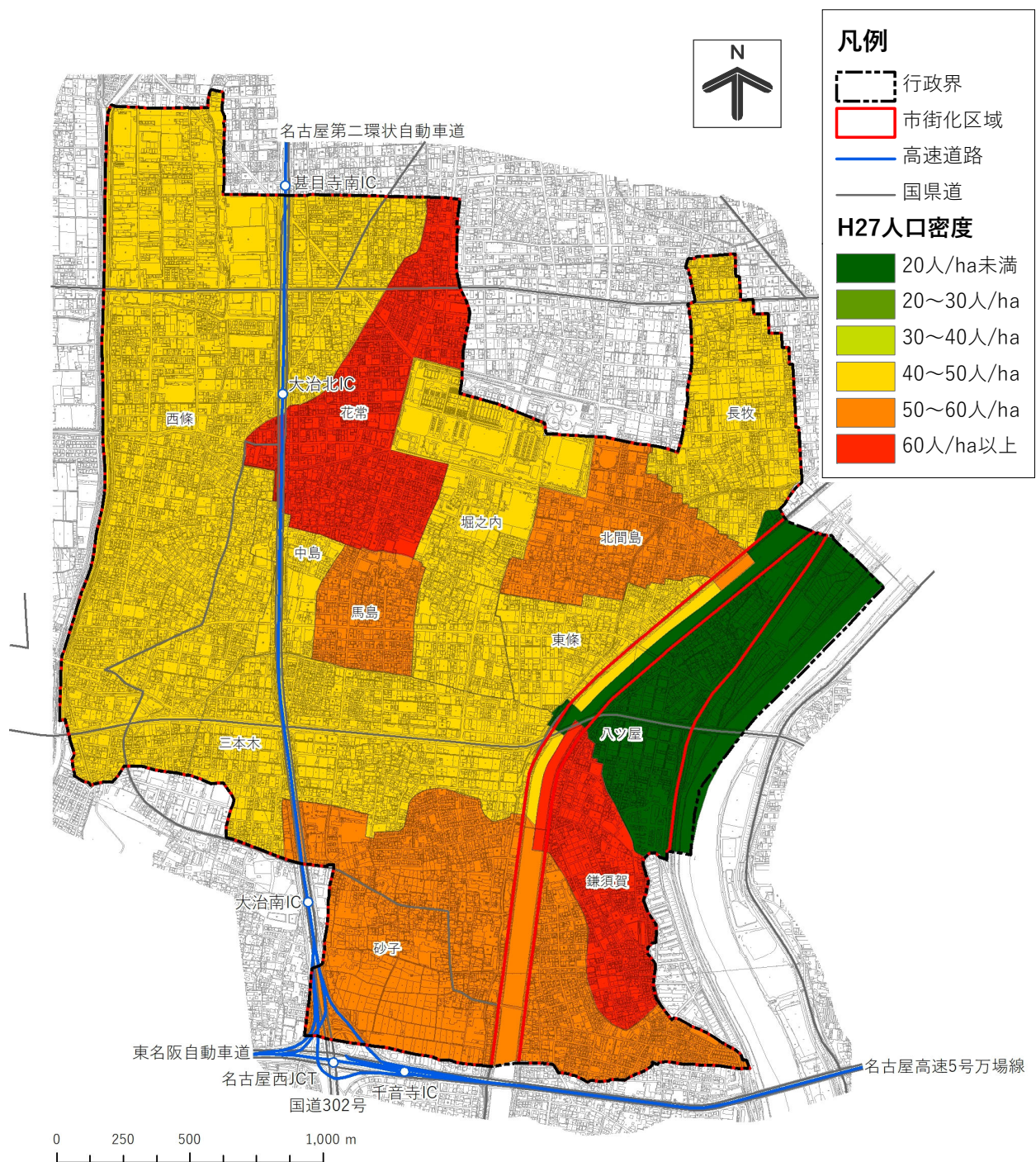
平成27（2015）年の人口密度をみると、花常、鎌須賀が60人/ha以上と高く、北間島、馬島、砂子が50～60人/haとなっています。その他の地区も八ツ屋を除き40人/ha以上の人口密度となっており、ほぼ全域が市街化している状況にあります。

平成17（2005）年から平成27（2015）年にかけての人口の推移をみると、花常、北間島、長牧、中島、鎌須賀、砂子で特に人口の増加がみられる一方、馬島においては人口の減少がみられます。



図－地区別人口密度（平成17年）

資料：平成17年国勢調査



図一地区別人口密度（平成 27 年）

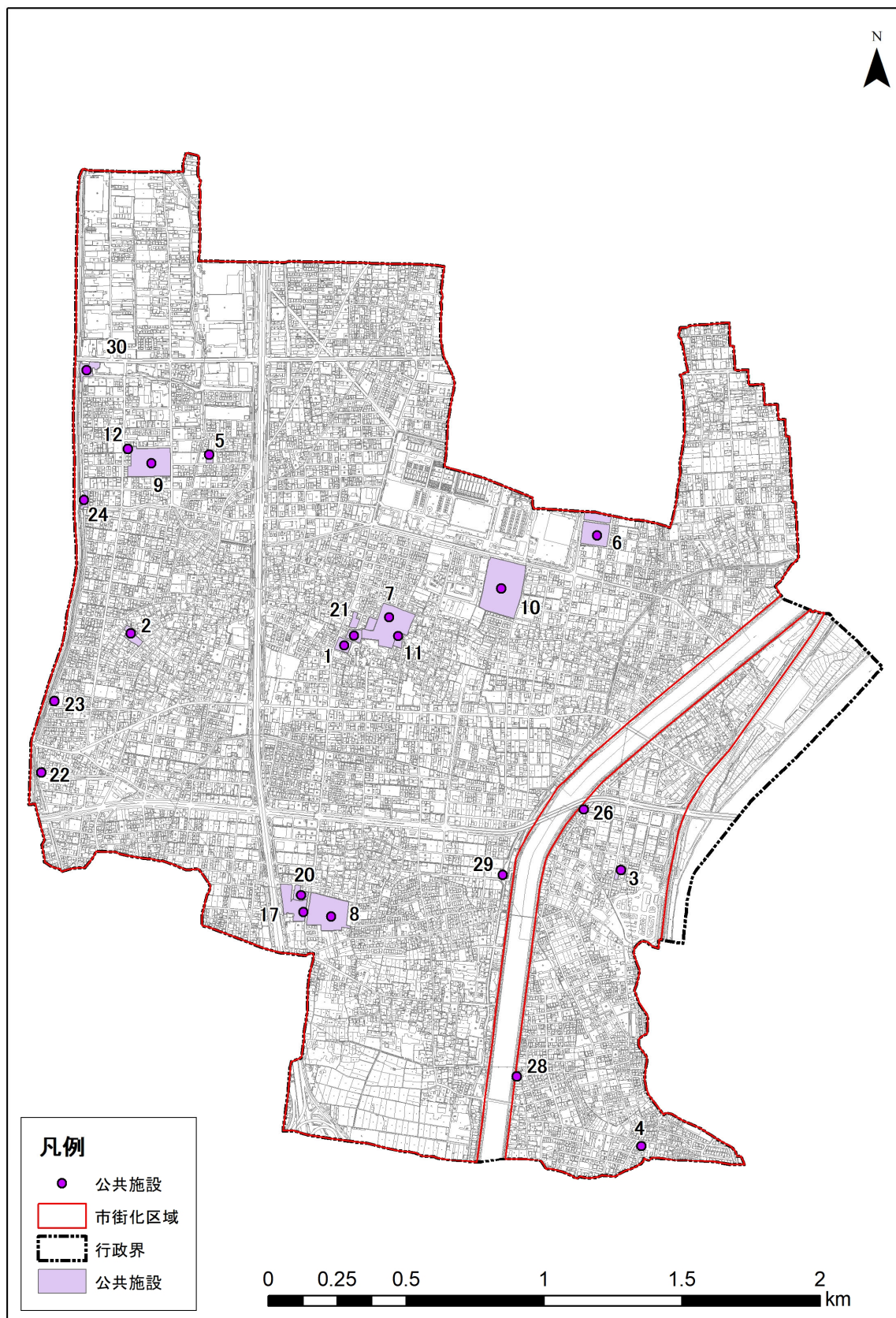
資料：平成27年国勢調査

2-2-2 公共施設

本町にある公共施設は、以下のとおりです。

表－公共施設

番号	種別	施設名	面積（ha）	備考
1	文化施設	公民館	0.50	
2		西公民館	0.25	
3		八ツ屋防災コミュニティセンター	0.13	
4		砂子東部防災ふれあいセンター	0.06	
5		西條防災コミュニティセンター	0.10	
6	スポーツ施設	スポーツセンター	1.05	
7	学校・教育施設	大治小学校	1.63	
8		大治南小学校	1.73	
9		大治西小学校	1.50	
10		大治中学校	2.95	
11	子育て支援施設	大治東部児童クラブ	0.11	
12		大治西部児童クラブ	0.05	
13		大治南部児童クラブ	-	総合福祉センター内
14		児童センター	-	〃
15	保健・福祉施設	老人福祉センター	-	西公民館内
16		在宅老人デイサービスセンター	-	〃
17		地域福祉センター （総合福祉センター内）	0.74	
18		高齢者生きがい活動センター	-	総合福祉センター内
19		福祉作業所さつきの家	-	〃
20		保健センター	0.23	
21	行政施設	大治町庁舎	0.64	
22	その他施設	西條排水機場	0.05	
23		西條第3排水機場	0.08	
24		円楽寺排水機場	0.13	
25		円楽寺第2排水機場	-	円楽寺排水機場で計上
26		八ツ屋第1排水機場	0.03	
27		砂子第1排水機場発電機格納庫	-	砂子第1排水機場で計上
28		砂子第1排水機場	0.01	
29		三本木排水機場	0.05	
30		西條小切戸川排水機場	2.41	



図－公共施設の分布

第3章 大治町の緑の現況

3-1 緑地現況

3-1-1 都市公園

現在、本町には都市公園法に規定される公園はありません。

3-1-2 公共施設緑地

本町の公共施設緑地は、公園やちびっこ広場等、以下の施設があげられ、20.89haとなります。

表－公共施設緑地①

番号	種別	施設名	面積（ha）	備考
1	公園	大治町庄内川河川敷公園	0.80	
2		中島大門先公園	0.03	
3		砂子堂地公園	0.02	
4		長牧調整池公園（長牧調整池）	0.21	
5		砂子大宮崎公園	0.03	
6	ちびっこ広場	西條大辻ちびっこ広場	0.07	
7		西條高場ちびっこ広場	0.10	
8		西條柳原ちびっこ広場	0.07	
9		西條諏訪ちびっこ広場	0.07	
10		西條北屋敷ちびっこ広場	0.03	
11		西條殿池ちびっこ広場	0.05	
12		西條土井ノ池ちびっこ広場	0.09	
13		西條城前田南ちびっこ広場	0.08	
14		三本木西深田ちびっこ広場	0.03	
15		三本木柳原ちびっこ広場	0.07	
16		三本木屋形ちびっこ広場	0.03	
17		三本木堅田ちびっこ広場	0.02	
18		砂子山ノ浦ちびっこ広場	0.12	
19		砂子中割ちびっこ広場	0.05	
20		鎌須賀山廻ちびっこ広場	0.06	
21		鎌須賀茶屋ちびっこ広場	0.04	
22		東條中切ちびっこ広場	0.06	
23		北間島宮西ちびっこ広場	0.09	

表－公共施設緑地②

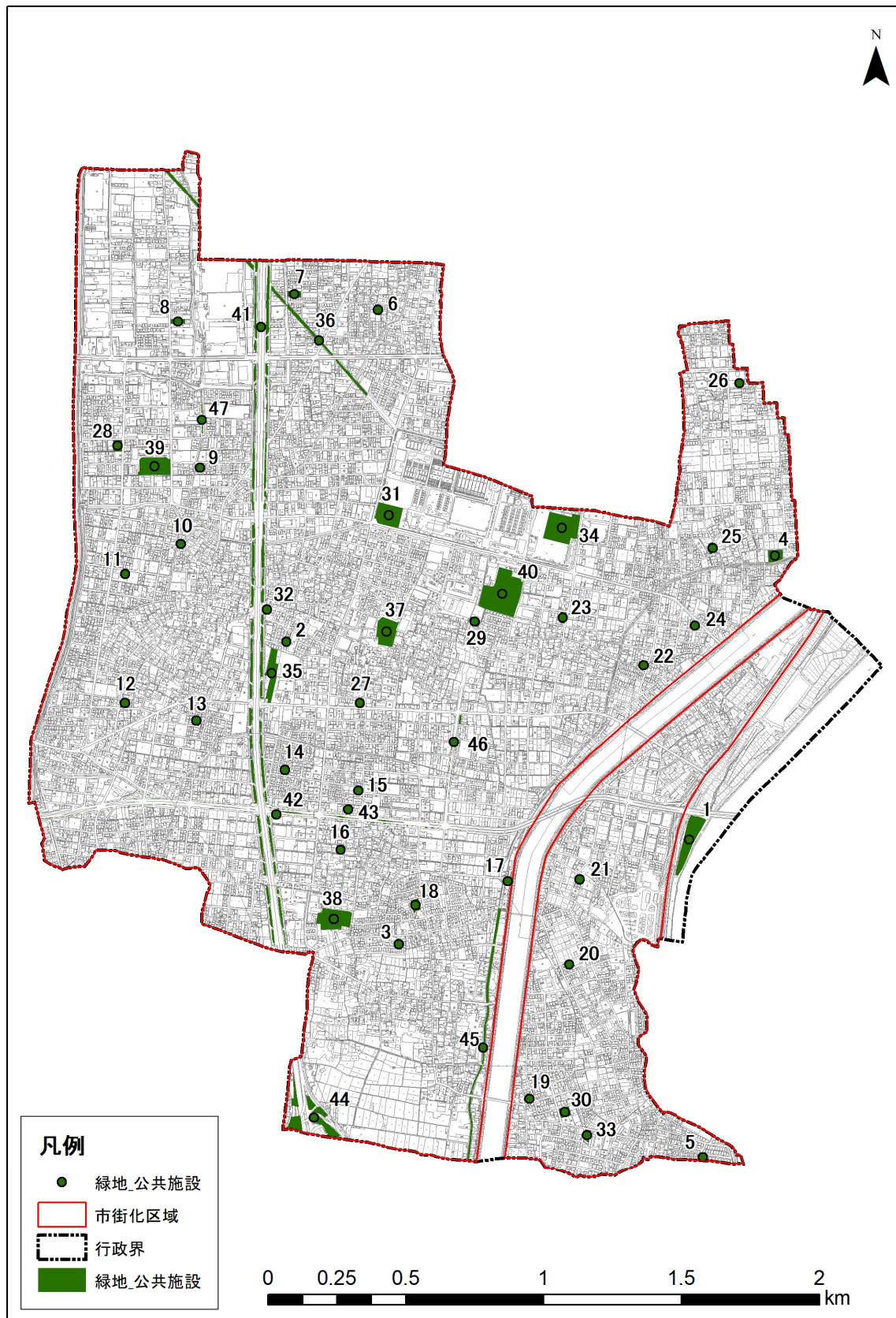
番号	種別	施設名	面積 (ha)	備考
24	ちびっこ広場	北間島柿木ちびっこ広場	0.05	
25		長牧浦畑ちびっこ広場	0.07	
26		長牧前田ちびっこ広場	0.04	
27		馬島大門西ちびっこ広場	0.03	
28	その他 広場・緑地等	西條壺町田球技場	0.13	
29		堀之内狐穴球技場	0.08	
30		砂子中割球技場	0.13	
31		大治浄水場公園	0.63	
32		中島広場	0.01	
33		砂子柳原ゲートボール場	0.08	
34		大治町営野球場	1.11	
35		大治町多目的スポーツ広場	0.50	
36		旧尾張サイクリングロード	5.02	
37		大治小学校	0.63	グラウンド部分のみ
38		大治南小学校	0.78	〃
39		大治西小学校	0.70	〃
40		大治中学校	1.77	〃
41		国道 302 号	5.02	
42		(主) 名古屋津島線	0.28	
43		花園	0.06	
44		国道 302 号千音寺 JCT 内調整池・ビオトープ	0.85	
45		遊歩道	0.61	
46		(都) 堀之内砂子線	0.05	
47		松下緑地	0.04	
合計			20.89	



写真－長牧調整池公園



写真－庄内川河川敷公園



図－公共施設緑地の分布

3-1-3 民間施設緑地

本町の民間施設緑地は、社寺境内地の樹林があげられ、6.13haとなります。

表－民間施設緑地①

番号	区分	名称	面積（ha）
1	社寺境内地	諏訪社	0.07
2		箱根社	0.06
3		法城寺	0.08
4		八劔社（西條字南屋敷）	0.12
5		光暁寺	0.24
6		圓長寺	0.34
7		田之社	0.06
8		殿池神社	0.08
9		建宗寺	0.20
10		宝昌寺	0.11
11		八幡神社（花常）	0.14
12		正覚寺	0.20
13		馬島社	0.28
14		明眼院	0.55
15		東光寺	0.16
16		天神社	0.10
17		神明社（東條）	0.11
18		東昌寺	0.07
19		竜源寺	0.33
20		本覚寺	0.20
21		八王子社	0.16
22		八幡神社（長牧）	0.15
23		前田神社	0.13
24		春日社	0.11
25		神明社（鎌須賀）	0.26
26		白山社（鎌須賀）	0.21
27		浅間神社	0.14
28		稻荷社	0.29
29		十二所神社	0.10

表－民間施設緑地②

番号	区分	名称	面積（ha）
30	社寺境内地	自性院	0.32
31		玉泉寺	0.24
32		光雲寺	0.08
33		神明社（中島）	0.04
34		八剱社（西條字狐海道）	0.02
35		白山社（三本木）	0.04
36		神明社（花常）	0.04
37		神明社（西條）	0.02
38		豊受神社	0.02
39		明神社	0.04
40		浄國寺	0.06
41		松林寺	0.06
42		神明社（堀之内）	0.03
43		圓光寺	0.04
44		白山社（砂子）	0.03
合計			6.13

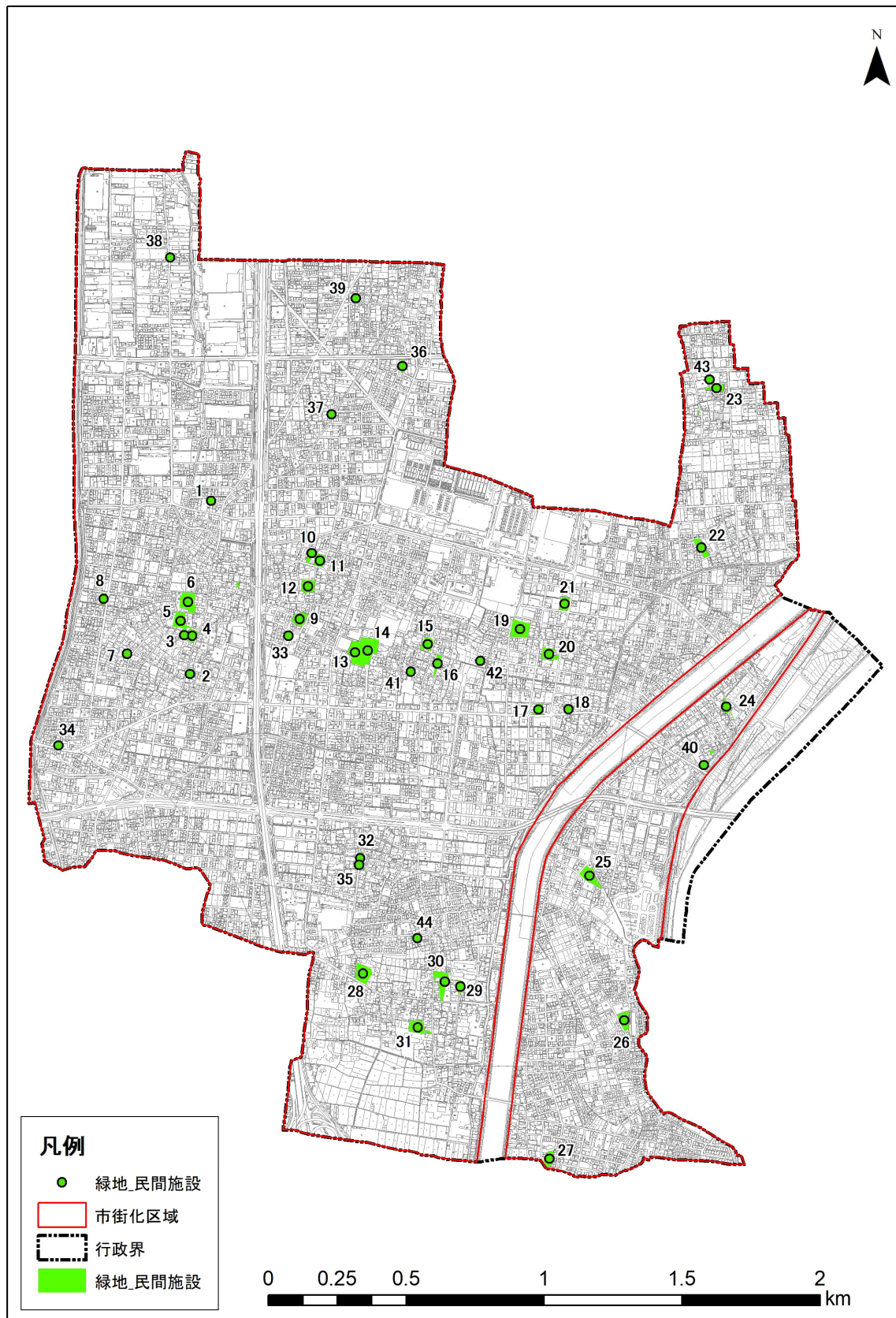
< 町内における民間施設緑地 >



写真－八王子社の社寺林



写真－神明社（鎌須賀）の社寺林



図－民間施設緑地の分布

3-1-4 地域制緑地

本町の地域制緑地は、「河川法」に基づく一級河川庄内川、一級河川新川、二級河川福田川、二級河川西條小切戸川、準用河川小切戸川、準用河川円楽寺川、準用河川小糠田川の7河川の河川区域があげられ、54.94haとなります。

表－地域制緑地

区分	名称	現況面積（ha）		備考
		市街化区域	市街化調整区域	
河川区域	1 庄内川		22.99	
	2 新川		24.02	
	3 福田川	4.65		
	4 西條小切戸川	0.85		
	5 小切戸川	0.43		
	6 円楽寺川	1.25		
	7 小糠田川	0.75		
	小計	7.93	47.01	
合計		54.94		

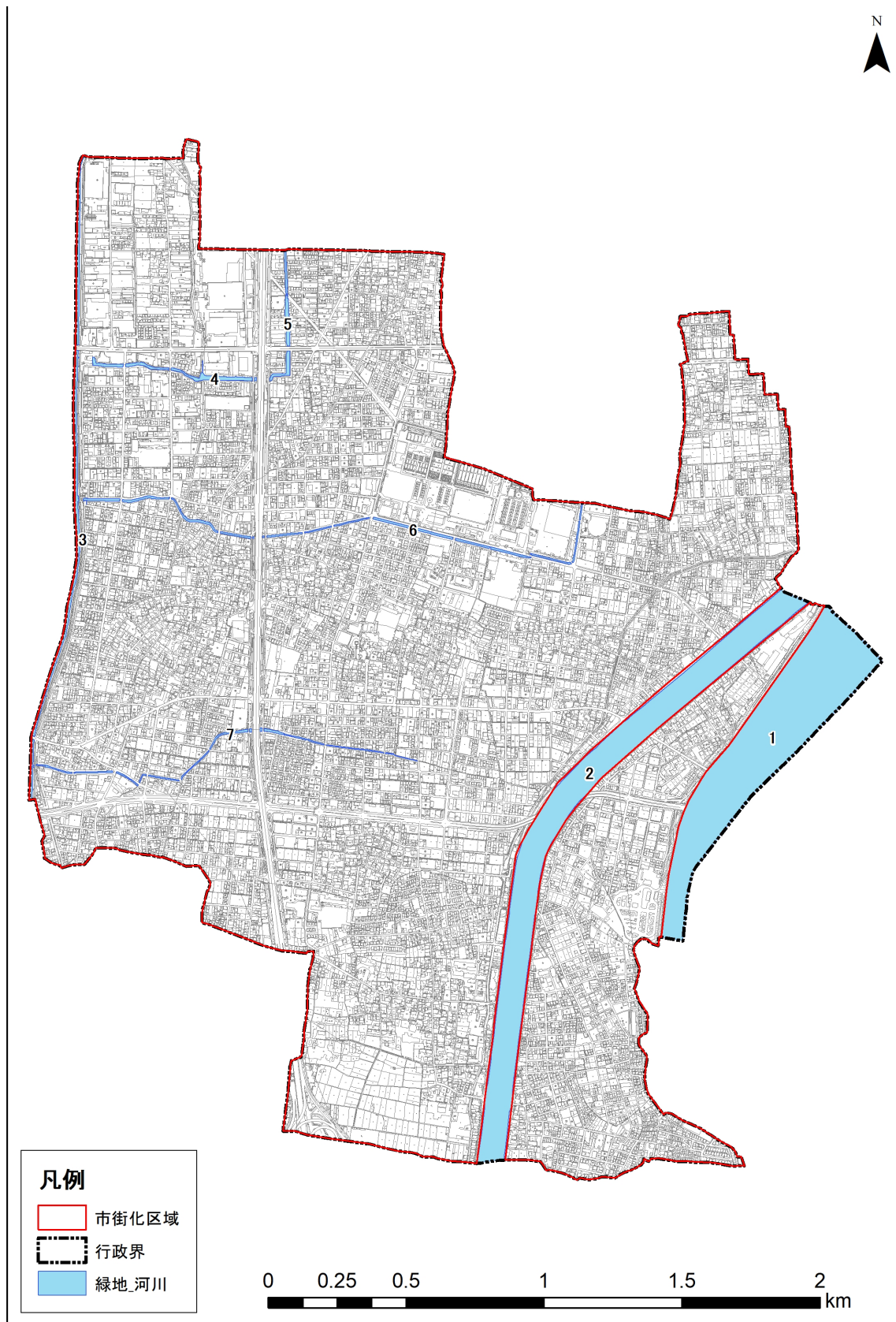
<町内における地域制緑地>



写真－一級河川新川



写真－一級河川庄内川



図－地域制緑地の分布

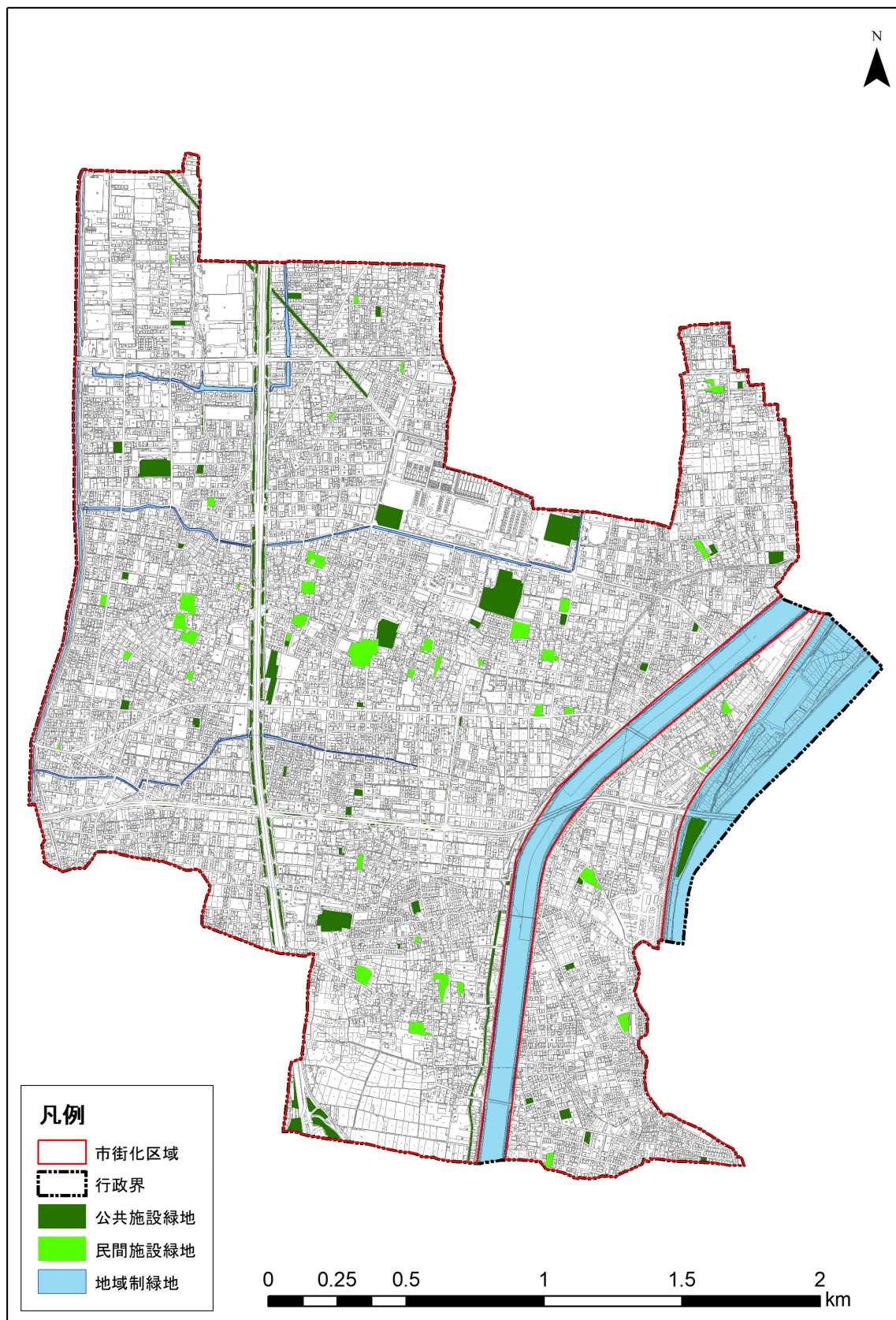
3-1-5 緑地現況量

本町の現況の緑地面積を、市街化区域と市街化調整区域の区分で整理したものが以下の表になります。なお、市街化調整区域は、一級河川庄内川と一級河川新川の河川区域が該当します。

都市計画区域（＝本町の全域）における、今後も緑地として保全される「担保性のある緑地」の面積は全体で約81haで、都市計画区域（659ha）に占める割合は約12.3%となっていますが、市街化区域（611ha）に対する緑地量（約34ha）としては、約5.6%を占めるにとどまっています。

表－緑地現況量（単位：ha）

区 分			市街化区域 (1)	市街化調整区域 (2)	都市計画区域 (1) + (2)
施 設 緑 地	都市公園		－	－	－
	公共施設緑地		20.09	0.80	20.89
	民間施設緑地		6.13	－	6.13
	施設緑地 合計		26.22	0.80	27.02
地域制 緑地	法によるもの	河川区域	7.93	47.01	54.94
	地域制緑地 合計		7.93	47.01	54.94
施設緑地・地域制緑地間の重複			－	0.80	0.80
緑地現況量 総計			34.15	47.01	81.16



図－緑地現況図

3-2 緑化現況

3-2-1 道路緑化、公共施設の緑化

道路の緑化については、国道302号に環境施設帯が設置されている他、(主)名古屋津島線や、(都)堀之内砂子線の整備済区間に植樹帯が設置されています。

公共施設では、小中学校をはじめ、大治浄水場公園、大治町営野球場、スポーツセンター等において植栽がなされています。



写真－環境施設帯
(国道 302 号)



写真－植樹帯
((都)堀之内砂子線)

3-2-2 緑被現況

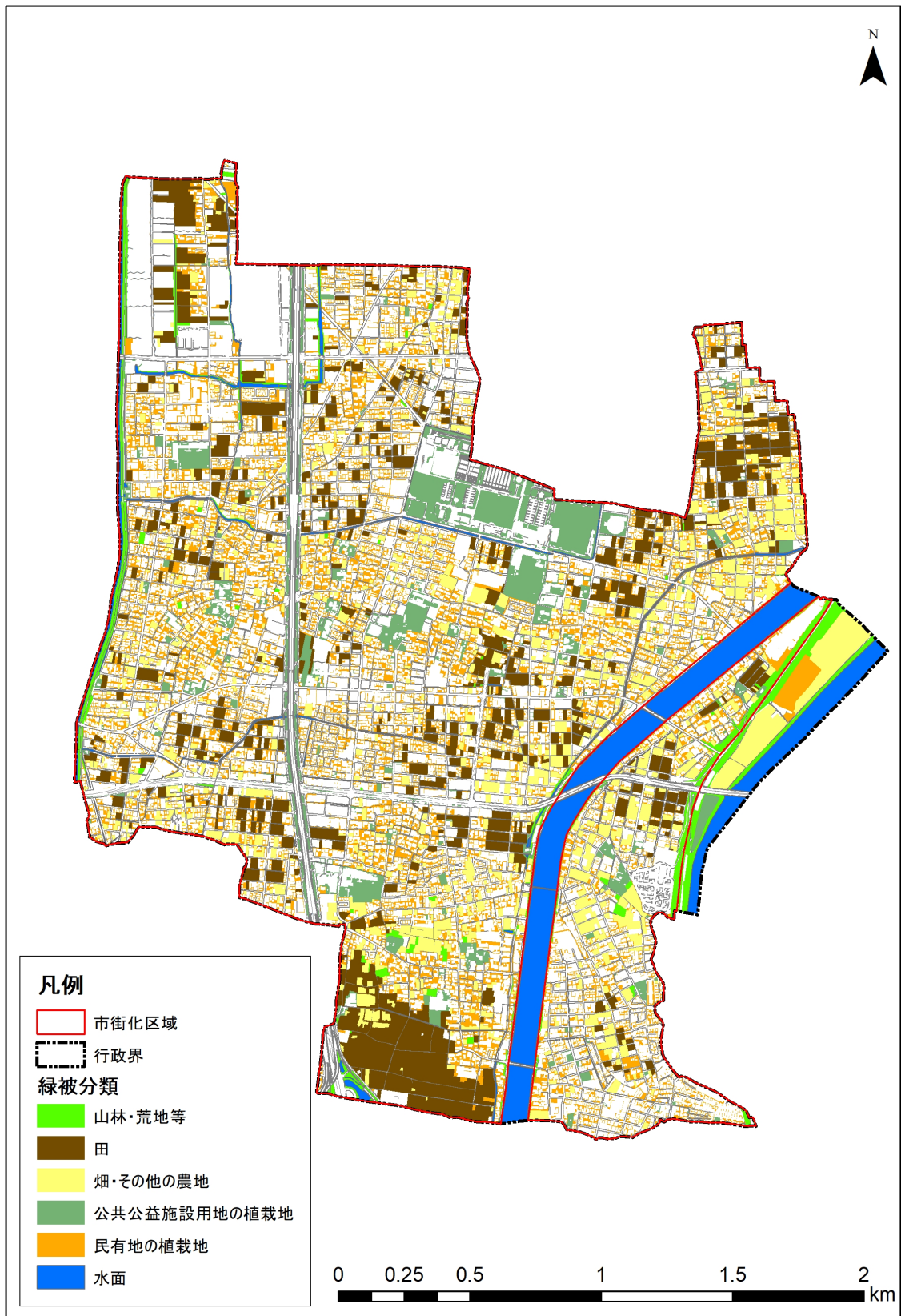
本町の緑被現況（空中写真等（2019年度撮影）をもとに計測）は、下表のとおりとなります。

都市計画区域（＝本町の全域）における緑被面積は約305haで、都市計画区域（659ha）に占める割合は約46%となっています。

これを市街化区域に当てはめると、緑被面積は約259haであり、市街化区域（611ha）に占める割合は約42%となっており、市街地に存在する農地等が緑被率を高める要因となっています。

表－緑被現況量（単位：ha）

区 分	市街化区域 (1)	市街化調整区域 (2)	都市計画区域 (1) + (2)
山林・荒地等	10.00	4.45	14.45
田	69.37	-	69.37
畑・その他の農地	50.04	6.61	56.65
公共公益施設用地の植栽地	29.16	3.12	32.28
民有地の植栽地	89.93	1.81	91.74
水面	10.31	29.82	40.13
合 計	258.81	45.81	304.62



図－緑被現況図



図－空中写真（2019 年度撮影）

3-2-3 緑化活動・イベント関連団体

本町では、「いきいき花クラブ」が定期的に花を植え替えて、美しい景観づくりのための活動をしています。



いきいき花クラブによる植栽
Flower planting by Iki-Iki Hana Club (lively flower club)



支え合い活動を積極的に展開
快適な暮らしを実現するため、積極的な地域活動を展開しています。例えば、ONB(オンブ)のふは子ども、の安全を守る地域ボランティアで、小学生の登下校の付き添いや、交通量の多い場所での見守りなどを行っています。また、「いきいき花クラブ」は、定期的に花を植え替えて美しい景観づくりのために尽力しています。このような地域住民の心の通った活動が、まちを支える大きな力となっています。

Local activities

地域活動

力を合わせて
住み良い毎日を

いざという時に頼りになるのは、地域の絆。温かいコミュニティを作るために、住民一人ひとりが自主的に取り組んで、暮らしやすいまちを実現します。

図－2009 町勢要覧

第4章 緑に関する分析・評価

4-1 前回計画の評価・検証

4-1-1 緑地の確保目標水準

平成21（2009）年度に策定された「緑地の確保目標水準」と現状を比較すると、市街化区域面積に対する割合（A）、都市計画区域面積に対する割合（B）は以下の様になります。

表－前回策定時の緑地の確保目標水準と現況

目標年次における 緑地確保目標量	前回策定年次 (平成 21 年度) (2009 年度)	前回目標年次 (令和 2 年度) (2020 年度)	現況 (令和 2 年度) (2020 年度)
市街化区域面積に 対する割合 (A)	31.95ha 〔5.2%〕	32.31ha 〔5.3%〕	34.15ha 〔5.6%〕
都市計画区域面積 に対する割合 (B)	78.96ha 〔12.0%〕	79.32ha 〔12.0%〕	81.16ha 〔12.3%〕

注 1) 市街化区域面積は611ha、都市計画区域（＝本町の全域）面積は659haで計算しています。

注 2) 前回策定時の緑地量は学校区域が全域含まれていたため、公共緑地として計上できるグラウンド部分のみを計上して再計算しています。

4-1-2 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準と現況を比較すると、目標は十分達成しています。

表－前回策定時の都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準と現況

目標水準	前回策定年次 (平成 21 年度) (2009 年度)	前回目標年次 (令和 2 年度) (2020 年度)	現況 (令和 2 年度) (2020 年度)
都市公園及び 公共施設緑地	18.16ha 〔6.1 m ² /人〕	19.23ha 〔6.0 m ² /人〕	20.89ha 〔6.7 m ² /人〕

注 1) 各年次での人口は、前回策定年次：29,561人、前回目標年次：32,000人、現況：30,990人（平成27年参考）とします。

注 2) 前回策定時の公共施設緑地量は学校区域が全域含まれていたため、公共施設緑地として計上できるグラウンド部分のみを計上して再計算しています。

4-1-3 その他の目標水準

その他、前回策定時に設定された各目標に対する現況値は以下のとおりです。

表－前回策定時の各目標水準と現況

目標水準	前回目標年次 (令和 2 年度) (2020)	現況 (令和 2 年度) (2021)
公共施設緑地	八ツ屋地区に公園・緑地を整備 1箇所：0.71ha 程度	大治町庄内川河川敷公園を整備 0.80ha
	整備目標：19.23ha	20.89ha
民間施設緑地	整備目標：5.9ha	6.13ha
地域制緑地	整備目標：54.9ha	54.94ha

注 1) 前回策定時の公共施設緑地の整備目標は学校区域を全域含める値で目標設定がされていたため、公共施設緑地として計上できるグラウンド部分のみを計上して再計算しています。

注 2) 民間施設緑地について、整理方法を前回策定時から変更し、課税台帳を主として再整理したところ、対象となる緑地が増えたため、現況量が増加しています。

4-2 緑の分析・評価

一般的に緑の基本的な機能は、「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」及び「景観形成」の4機能に分けることができます。

ここでは、現況の緑をこの4機能により評価し、町域内の該当する緑の実態を明らかにします。

【評価の視点】

(1) 環境保全機能

- ・ 本町の骨格形成
- ・ 優れた自然環境
- ・ 優れた歴史的風土
- ・ 快適な生活環境の形成
- ・ 動植物の保全
- ・ 都市環境の維持・改善

(2) レクリエーション機能

- ・ 自然とのふれあいの場
- ・ 日常圏におけるレクリエーションの場
- ・ 広域圏におけるレクリエーションの場

(3) 防災機能

- ・ 自然災害の防止
- ・ 人為災害の防止
- ・ 避難路、避難地としての役割

(4) 景観形成機能

- ・ 都市を代表する景観
- ・ 地区や住区の良い景観
- ・ 優れた景観の眺望点
- ・ ランドマークとなる場所

図-4 機能別評価の視点

(1) 環境保全機能の評価

①本町の骨格形成

- ・本町の骨格を形成する緑としては、町域を南北に流下する一級河川庄内川があげられます。



写真－一級河川庄内川（新大正橋より上流）

②優れた自然環境

- ・一級河川庄内川の雄大で豊かな流れは、本町において優れた自然を感じさせる貴重な緑といえます。



写真－一級河川庄内川の自然

③優れた歴史的風土

- ・町内に点在する社寺境内地及びその樹林は、歴史や風土を感じさせる緑といえます。



写真－春日社（ハツ屋）

④快適な生活環境の形成

- ・長牧調整池公園と河川敷公園は、貴重なオープンスペースとして機能し、快適な生活環境の形成に寄与しています。



写真－長牧調整池公園

⑤動植物の保全

- ・一級河川庄内川、一級河川新川及び二級河川福田川の河川空間は、動植物の生息、生育の場となる貴重な空間といえます。



写真－二級河川福田川の流れ（秋竹橋より上流）

⑥都市環境の維持・改善

- ・一級河川庄内川、一級河川新川及び二級河川福田川や市街地内に分布する農地は、ヒートアイランド現象の緩和に役立つ緑といえます。



写真－緑豊かな田の風景

- ・国道302号の環境施設帯や（主）名古屋津島線の植樹帯は、道路からの騒音や振動等を和らげる緩衝機能を有する緑です。



写真－国道 302 号の環境施設帯

(2) レクリエーション機能の評価

① 自然とのふれあいの場

- ・一級河川庄内川は、自然とふれあえる大きな広がりのある緑です。



写真－一級河川庄内川

② 日常圏におけるレクリエーションの場

- ・大治浄水場公園、大治町営野球場、球技場、ちびっこ広場、小中学校の運動場は、身近なレクリエーションの場となっています。



写真－多目的スポーツ広場

③ 広域圏におけるレクリエーションの場

- ・一級河川庄内川は、河畔の道路により町外へとつながっており、ウォーキング等に活用できるレクリエーション機能のある緑です。

(3) 防災機能の評価

①自然災害の防止

- ・市街地内に分布する農地は、雨水の浸透や貯留により、洪水の流出を抑制する機能があります。

②人為災害の防止

- ・国道302号の環境施設帯や（主）名古屋津島線等の植樹帯は、道路上の事故に対する緩衝機能を有する緑です。
- ・河川や植樹帯のある道路は、防火帯（火災の延焼防止等）としても機能します。



写真－（都）堀之内砂子線

③避難路、避難地としての役割

- ・小中学校は、避難所に指定されており、災害時に重要な役割を担っています。
- ・公園、球技場等のオープンスペースは、災害時の、一次避難地になるとともに、延焼防止等様々な機能を有しています。
- ・植樹帯のある道路は、避難路として機能します。



写真－大治小学校の緑

(4) 景観形成機能の評価

①都市を代表する景観

- ・一級河川庄内川は、豊かな自然と広大な空間を有し、本町を代表する景観といえます。
- ・明眼院の境内地は、郷土の歴史を代表・象徴する景観といえます。



写真－明眼院の境内

②地区や住区の良い景観

- ・町内に点在する社寺境内地は、各地区の歴史や風土を感じさせる代表的な景観といえます。

③優れた景観の眺望点

- ・一級河川庄内川の河畔（堤防）は、広々とした眺望を有しています。



写真－一級河川庄内川河畔道路からの眺望

④ランドマークとなる場所

- ・町内に点在する社寺境内地の樹齢を重ねた樹林（高木を主体とする樹林）は、地区の身近なランドマークとなっています。



写真－明眼院境内の樹林

4-3 課題の設定

4-3-1 町民意向調査からの課題

本町では、都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の策定に資するため、町民意向調査を行いました。その結果から緑に関する課題を抽出します。

●町民意向調査の結果（概要）

1. 大治町の特徴的な「緑」の様子は、「まちなかに田・畑が多いこと」や「神社やお寺の大木や境内林が多いこと」があげられています。
2. 大治町の緑の量は、3割以上の人が「少ない」と感じています。
3. この10年間程で緑の量は、4割以上の人が「減少した」と感じています。
4. 今後、緑を守り増やすために行うべきことは、「公園や広場の整備」や「街路樹や花壇・プランターの設置等の道路やまちかどの緑化」があげられています。
5. 現在行っている、または今後行いたい緑化活動は、「自宅のベランダや庭を積極的に木や花で飾る」や「公園や河川に草取りやごみ拾いを行う」があげられています。
6. 緑を守り増やすための行政への要望は、「公園や道路の樹木の保全・育成に関する町民活動を促進する」、「町民に花の種や樹木の苗木を配布する」等です。
7. 公園の数（広場等）は、5割以上の人が「少ない」と感じています。
8. 公園や広場の機能は、「ウォーキング等を楽しめる遊歩道がある公園」や「幼児や児童向けの遊具がある公園」等が望まれています。
9. 公園までの距離や大きさは、「徒歩や自転車で行ける距離にあり、学校のグラウンドほどの広さの公園」が最も望まれています。
10. 身近な公園や広場の日常管理の方法は、「行政支援のもと、地元が行うのが良い」や「行政支援のもと、ボランティアが行うのが良い」としています。また、「すべて行政で行うのが良い」の回答者割合が増加しています。
11. 公園の維持管理状況について、3割以上の人が「不満である」、「少し不満である」と回答しています。

●町民意向調査からの課題

- ア 本町の「緑」の特徴である、農地や社寺境内地の樹林を活かしていく必要があります。
- イ 本町の緑は少なく、減少していると感じられており、公園や広場の整備、道路緑化等を推進していく必要があります。
- ウ 公園の数も少ないと感じており、公園の整備については、徒歩や自転車で行け、ある程度の規模がありウォーキング等を楽しめる公園や、身近にあり幼児や児童が遊べる公園が望まれています。
- エ 緑化活動への関わりがない町民の増加や、公園や広場の日常管理を行政に望む意見の増加等への対応として、町民の緑化活動への関心を高めることが求められます。
- オ 公園の維持管理状況への不満を感じている町民が多く、適切な維持管理による良好な公園環境の創出が求められます。

【参考：町民意向調査の結果（緑に関連する設問に対する回答の抜粋）】

※構成比については、実際の集計においては四捨五入を行っていないが、紙面への掲載上、小数第1位までを表示していることから、合計が必ずしも100とはならない。

■設問13 大治町で特徴的な「緑」の様子は、何だと思いますか。

「まちなかに田・畑が多いこと」が最も多く、次いで「神社やお寺の大木や境内林が多いこと」、「まちかどや道路に街路樹や花壇・プランターが多いこと」となっている。

なお、前計画策定時に実施した平成21年度アンケート結果（以下、「平成21年度アンケート結果」という。）もおおむね同様の傾向にある。

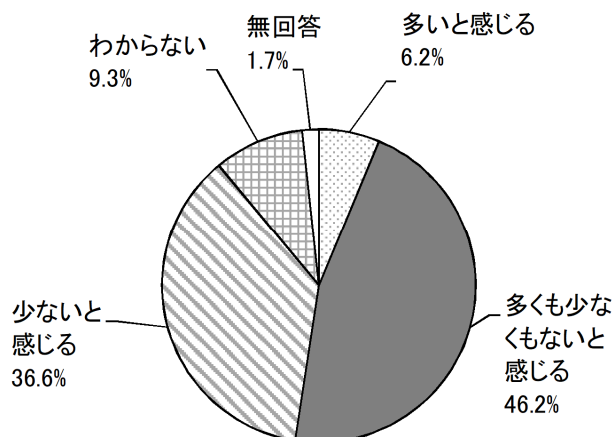
選択肢	件数	0%	10%	20%	30%	40%	50%
1. 住宅の庭やベランダに緑が多いこと	103		8.9%				
2. 学校や保育所などの公共施設内に緑が多いこと	135		11.7%				
3. 神社やお寺の大木や境内林が多いこと	468					40.5%	
4. 工場や商業施設の敷地内に緑が多いこと	21		1.8%				
5. まちかどや道路に街路樹や花壇・プランターが多いこと	276		23.9%				
6. まちなかに田・畑が多いこと	494					42.8%	
7. 河川空間に緑が多いこと	150		13.0%				
8. 特にない	240		20.8%				
9. その他	39		3.4%				
無回答	21		1.8%				
計	1,947						

対象者数 1,155

■設問14 大治町の「緑の量」については、どのように感じていますか。

「多くも少なくもないと感じる」が最も多く、次いで「少ないと感じる」、「わからない」となっている。

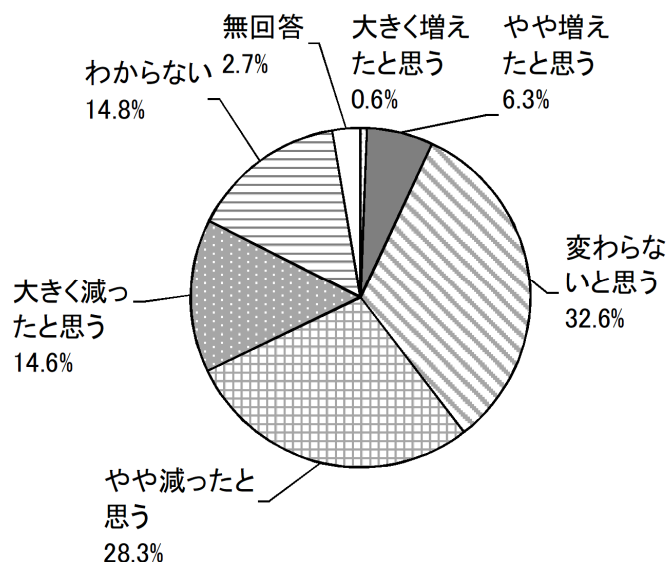
なお、平成21年度アンケート結果もおおむね同様の傾向にある。



■設問15 おおむね過去10年を考えて、大治町の「緑の量」については、どのように変化しましたか。【町全域】

「変わらないと思う」が最も多く、次いで「やや減ったと思う」、「わからない」となっている。

なお、平成21年度アンケート結果もおおむね同様の傾向にある。

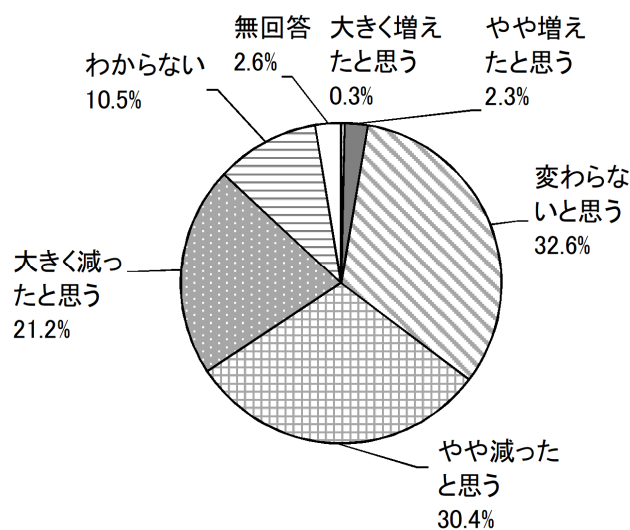


■設問15 おおむね過去10年を考えて、大治町の「緑の量」については、どのように変化しましたか。【お住まいの周辺】

「変わらないと思う」が最も多く、次いで「やや減ったと思う」、「大きく減ったと思う」となっている。

なお、平成21年度アンケート結果もおおむね同様の傾向にある。

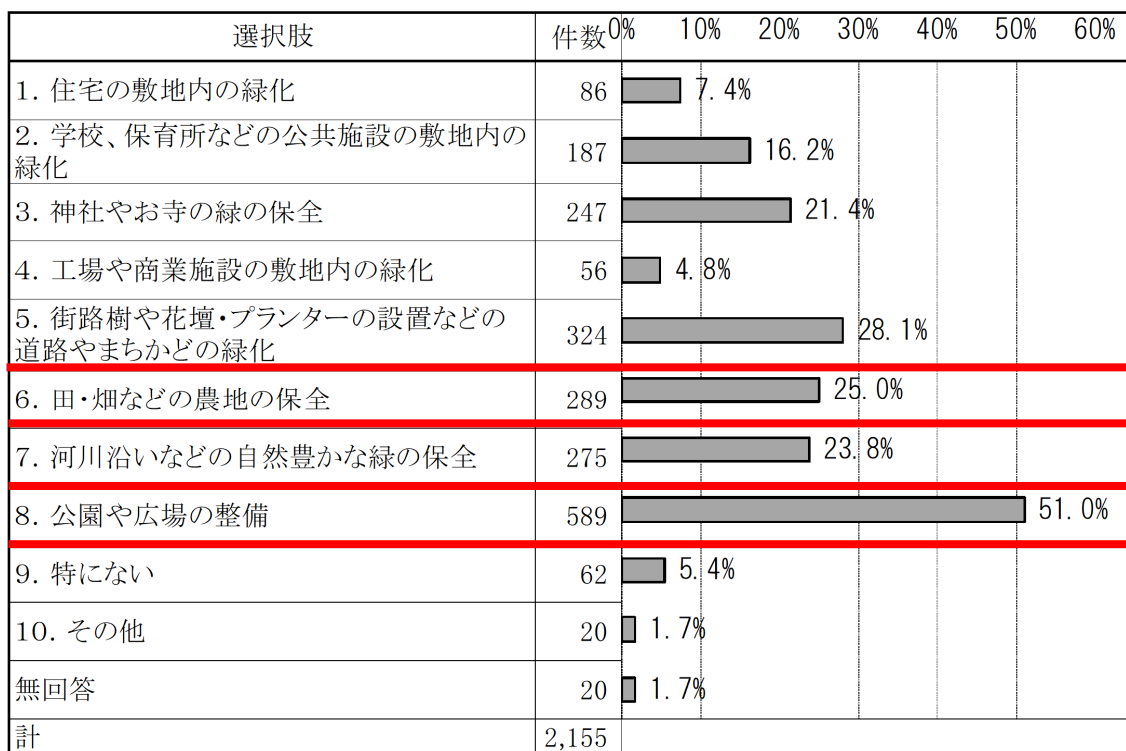
また、町全域の結果と比較すると、「やや減ったと思う」、「大きく減ったと思う」という回答者の割合が多くなっている。



■設問16 大治町の緑を守り増やすために、今後行うべきことは何だと思いますか。

「公園や広場の整備」が最も多く、次いで「街路樹や花壇・プランターの設置などの道路やまちかどの緑化」、「田・畑などの農地の保全」、「河川沿いなどの自然豊かな緑の保全」となっている。

なお、平成21年度アンケート結果もおおむね同様の傾向にある。



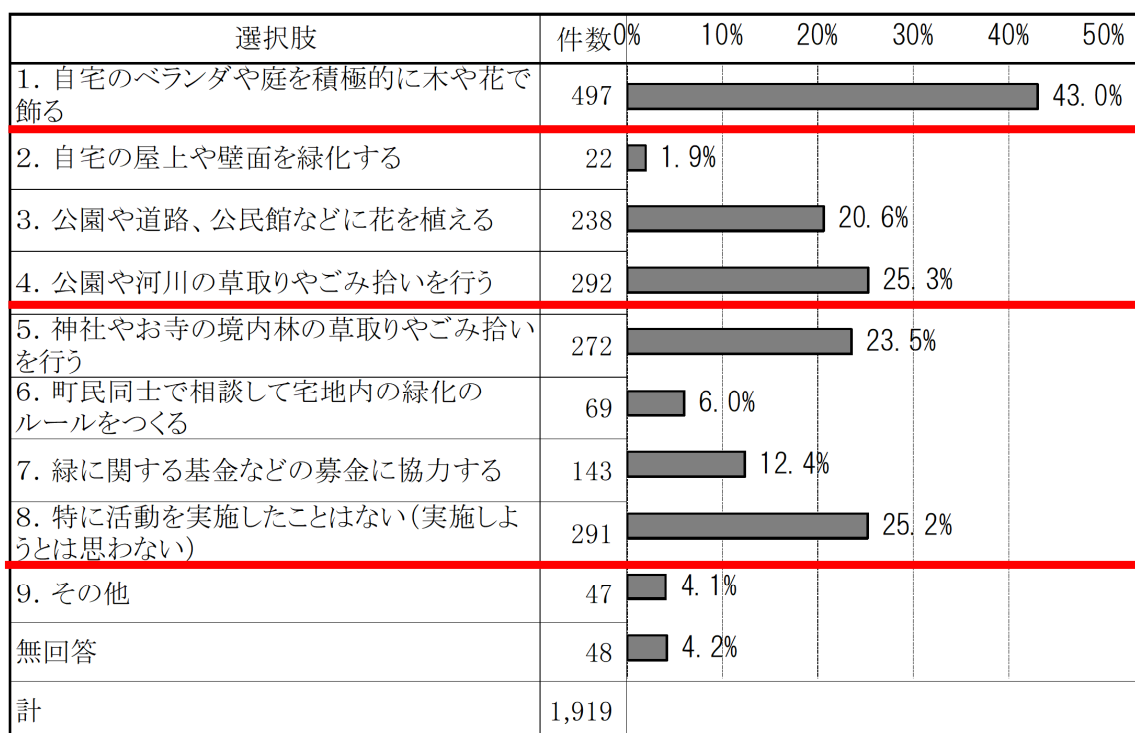
3つ以上回答した4名を含む。

対象者数 1,155

■設問17 どのような緑化の活動を実施していますか。あるいは、今後どのような緑化の活動を実施しようと思いますか。

「自宅のベランダや庭を積極的に木や花で飾る」が最も多く、次いで「公園や河川の草取りやごみ拾いを行う」、「特に活動を実施したことはない（実施しようとは思わない）」となっている。

なお、平成21年度アンケート結果と比較すると、「特に活動を実施したことはない（実施しようとは思わない）」の回答者割合に増加がみられる。



対象者数 1,155

■設問 18 大治町の緑を守り増やすために、行政にしてほしいことは何ですか。

「公園や道路の樹木の保全・育成に関する町民活動を促進する」が最も多く、次いで「町民に花の種や樹木の苗木を配布する」、「公園内への民間事業者によるカフェや売店などの出店を促進する」、「花壇の設置やボランティア活動の推進など活動の場所や機会をつくる」、「植樹祭や展示会などのイベントを開催して、花や緑への関心を高める」となっている。

なお、平成21年度アンケート結果と比較すると、「公園や道路の樹木の保全・育成に関する町民活動を促進する」及び「公園内への民間事業者によるカフェや売店などの出店を促進する」は新たに追加した選択肢であるが、その他の傾向についてはおおむね同様である。

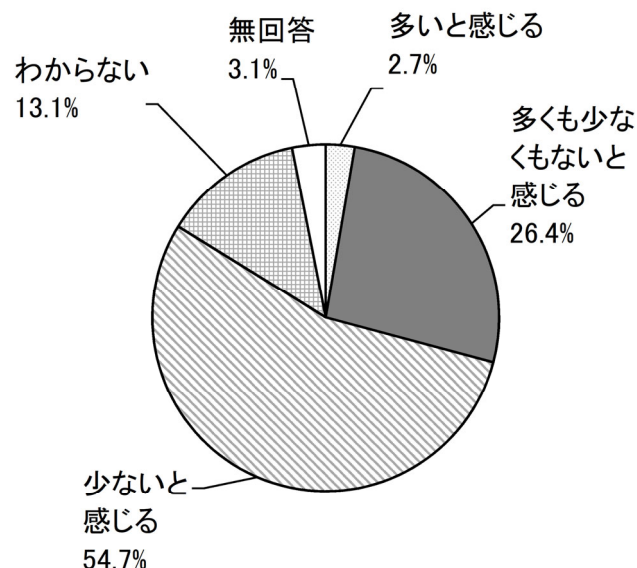
選択肢	件数	0%	10%	20%	30%
1. 町民による花や緑づくりの良い事例を他の町民に広く知らせる	123		10.6%		
2. 植樹祭や展示会などのイベントを開催して、花や緑への関心を高める	191		16.5%		
3. 花壇の設置やボランティア活動の推進など活動の場所や機会をつくる	201		17.4%		
4. 町民に花の種や樹木の苗木を配布する	244		21.1%		
5. 町民が行う花や緑づくりの活動に対して助成金を出す	143		12.4%		
6. 花や緑の知識や技術を普及させるため、出前講座や相談会を開催する	42		3.6%		
7. 個人や事業者の土地の緑化推進及び保全するルールをつくる	81		7.0%		
8. 個人や事業者の土地の緑化に対して助成金を出す	107		9.3%		
9. まとまった樹林地や農地を行政が買い取る	187		16.2%		
10. 町民農園などの農業に係るレクリエーション活動を促進する	112		9.7%		
11. 公園内への民間事業者によるカフェや売店などの出店を促進する	204		17.7%		
12. 公園や道路の樹木の保全・育成に関する町民活動を促進する	265		22.9%		
13. その他	53		4.6%		
無回答	76		6.6%		
計	2,029				

対象者数 1,155

■設問19 大治町の「公園の数」（広場など）については、どのように感じていますか。

「少ないと感じる」が最も多く、次いで「多くも少なくもないと感じる」、「わからない」となっている。

なお、平成21年度アンケート結果もおおむね同様の傾向にある。



■設問20 どのように利用できる公園や広場が必要と思いますか。

「ウォーキングなどを楽しめる遊歩道がある公園」が最も多く、次いで「幼児や児童向けの遊具がある公園」、「キャッチボールやゲートボールなどの簡単な運動ができる広場」、「たくさんの木や花を観賞できる公園」となっている。

なお、平成21年度アンケート結果もおおむね同様の傾向にある。

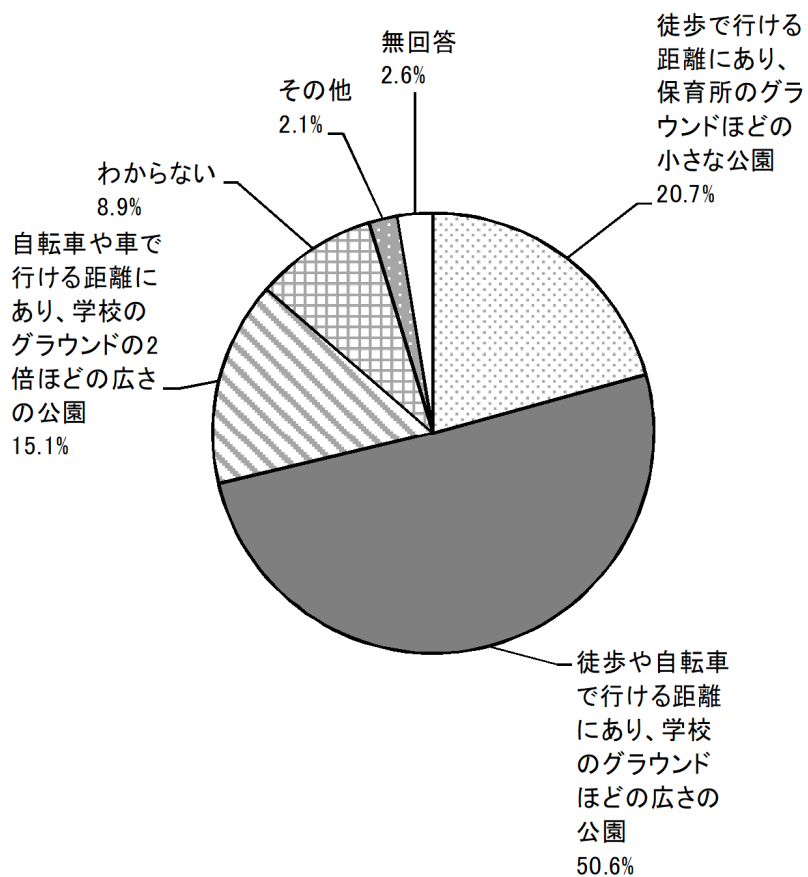
選択肢	件数	0%	10%	20%	30%	40%	50%
1. 幼児や児童向けの遊具がある公園	368					31.9%	
2. 健康づくりのための健康器具などがある公園	209			18.1%			
3. キャッチボールやゲートボールなどの簡単な運動ができる広場	276			23.9%			
4. グラウンドやテニスコートなどがある公園	119		10.3%				
5. たくさんの木や花を観賞できる公園	238			20.6%			
6. ビオトープなどがあり、環境学習のできる公園	138		11.9%				
7. 備蓄倉庫や非常用電源など防災機能の充実した公園	189		16.4%				
8. 社寺林の周辺など既存の緑を活かした公園	54		4.7%				
9. ウォーキングなどを楽しめる遊歩道がある公園	504					43.6%	
10. 花や野菜を育てることのできる町民農園がある公園	63		5.5%				
11. その他	50		4.3%				
無回答	27		2.3%				
計	2,235						

対象者数 1,155

■設問21 今後、もっとも必要と思う公園は、どの程度の距離や大きさですか。

「徒歩や自転車で行ける距離にあり、学校のグラウンドほどの広さの公園」が最も多く、次いで「徒歩で行ける距離にあり、保育所のグラウンドほどの小さな公園」、「自転車や車で
行ける距離にあり、学校のグラウンドの2倍の広さの公園」となっている。

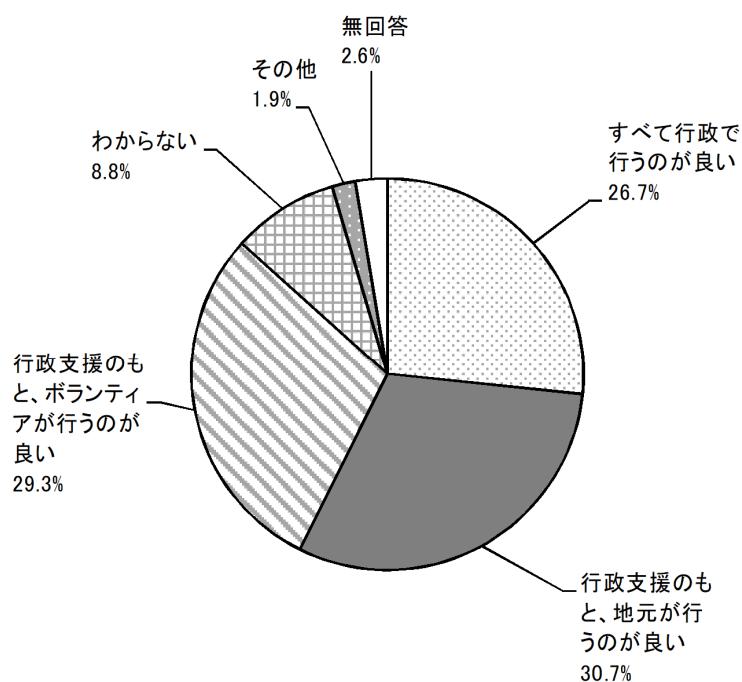
なお、平成21年度アンケート結果もおおむね同様の傾向にある。



■設問22 身近な公園や広場の日常管理（除草、清掃など）については、どのように行うことが良いと思いますか。

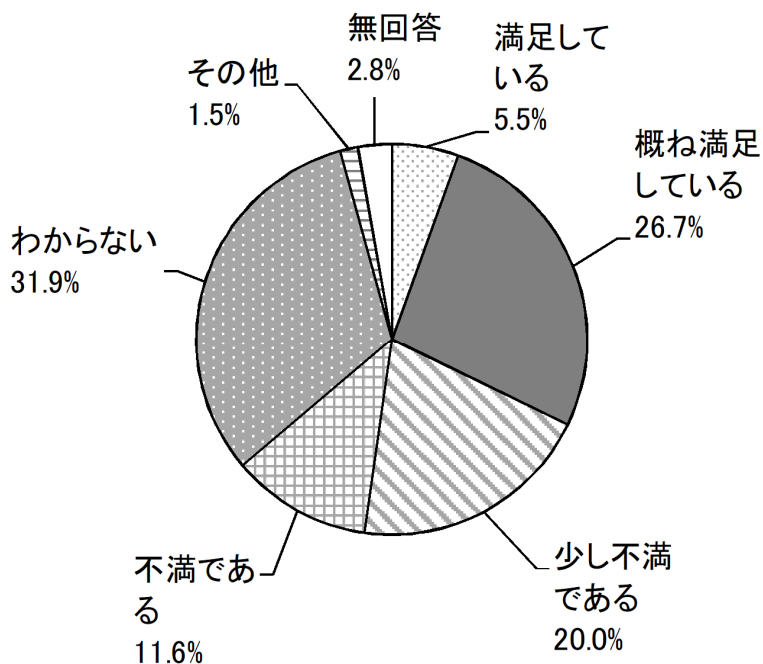
「行政支援のもと、地元が行うのが良い」が最も多く、次いで「行政支援のもとボランティアが行うのが良い」、「すべて行政で行うのが良い」となっている。

なお、平成21年度結果と比較すると、「すべて行政で行うのが良い」の回答者割合が増加している一方で、「行政支援のもと、地元で行うのが良い」の回答者割合は減少している。「行政支援のもとボランティアが行うのが良い」はおおむね同程度となっている。



■設問23 現在の公園の維持管理状況について、どのように思いますか。

「わからない」が最も多く、次いで「概ね満足している」、「少し不満である」となっている。



4-3-2 機能別評価からの緑の特徴

環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の4つの機能別評価からみた、本町の緑の特徴を整理します。

●機能別評価からの緑の特徴

「環境保全」

- ・一級河川庄内川は雄大で豊かであり、本町の骨格を形成し、自然環境も優れています。
- ・町内に点在する社寺境内地及びその樹林は、歴史を感じさせる緑であり、庄内川等の河川や農地は都市環境の維持・改善に役立つ緑です。

「レクリエーション」

- ・一級河川庄内川は、自然とふれあえる大きな広がりのある緑です。また、大治浄水場公園やちびっこ広場等は、身近なレクリエーションの場です。

「防災機能」

- ・全体的に分布している農地は雨水の貯留により流出を抑制する機能があり、水災害の防止に寄与しています。
- ・公園、球技場等のオープンスペースは、災害時に避難する場所になるとともに、火災の際には延焼を防止する機能があります。

「景観形成」

- ・一級河川庄内川は、豊かな自然と広大な空間があり、眺望が優れています。
- ・点在する社寺境内地は、歴史を身近に感じることができる、地区のランドマークです。

4-3-3 課題の設定

町民意向調査でも示されているように、本町の緑は後退していると感じられており、これは本町の貴重な緑として意識されている農地が減少したことによるものと考えられます。

一方、緑は人々の手で良好な環境を維持していく必要があります、町民の緑化活動への関心を高めることが重要です。また、歴史ある社寺林等は、地区の特徴的な緑として活かすとともに、今後も、守り後世に継承していかなければなりません。さらに、緑はつながることによってよりその機能を増すことができます。

このような本町の緑の特徴から、「緑を守り育てる」、「緑を活かす」、「緑をつくる（増やす）」の3つの視点から課題を設定します。

(1) 緑を守り育てる

- ①緑を守り育てるためには、人の手が必要ですが、ボランティア活動も含め緑の維持管理を進めていく必要があります。
- ②地区に点在する社寺境内地の緑は、環境保全や景観形成に寄与する本町の貴重な緑であり、地区の特徴的な緑として守り育てていく必要があります。

(2) 緑を活かす

- ①町内の各所に点在する既存の公園・ちびっこ広場等は、貴重なオープンスペースであり、身近なレクリエーション施設として活かしていく必要があります。

(3) 緑をつくる（増やす）

- ①都市公園が設置されていない本町では、大治浄水場公園とちびっこ広場等がその役割を果たしていますが、量が不足している状態であり、公園の拡充が求められています。

第5章 緑地の保全及び緑化の目標

5-1 緑の将来像

豊かな緑は、人々にうるおいと安らぎを与え、快適な都市を形づくるうえで欠かせない要素です。市街化の進展とともに、その役割はより一層重要なものとなります。

本町には、一級河川庄内川、一級河川新川及び二級河川福田川が南北に流れ、本町のイメージアップマークに表現される象徴的な地域資源に位置付けられるとともに、これらが緑の骨格軸を構成しています。また、町内には多くの農地が分布し、各所に点在する社寺境内地等の緑とともに、本町の緑を特徴付けています。

今後は、一級河川庄内川、一級河川新川及び二級河川福田川を基軸に、中小河川や主要な道路を活用し、緑のネットワーク化を図るとともに、身近なレクリエーション施設となる公園・緑地の拡充により、誰もが緑を楽しめる快適な環境を形成していくことが重要となります。

以上の考え方を踏まえつつ、都市計画マスタープランにおける将来都市像との適合性を考慮し、本町の緑の将来像を次のように設定します。

●緑の将来像

緑と共に 安らぎのある 豊かなまち おおはる

●イメージアップマーク「大きく飛翔する大治町民の姿」

イメージアップマークのいわれ

大治町を流れる庄内川、新川、福田川と大治町のイニシャル「O」。
オーと感じられるようにOを二つ重ねて「発信と交流」をイメージしたもの。
全体の形は、未来に向かって「大きく飛翔する大治町民の姿」を表現している。



●本町の「町の木」と「町の花」

センダン

センダン科の落葉高木
春に葉のつけ根に薄紫色の
五弁花を咲かせ、楕円形の
果実を結ぶ。
果実はひび薬になり、材は建
築・器具用材として使われ
る。



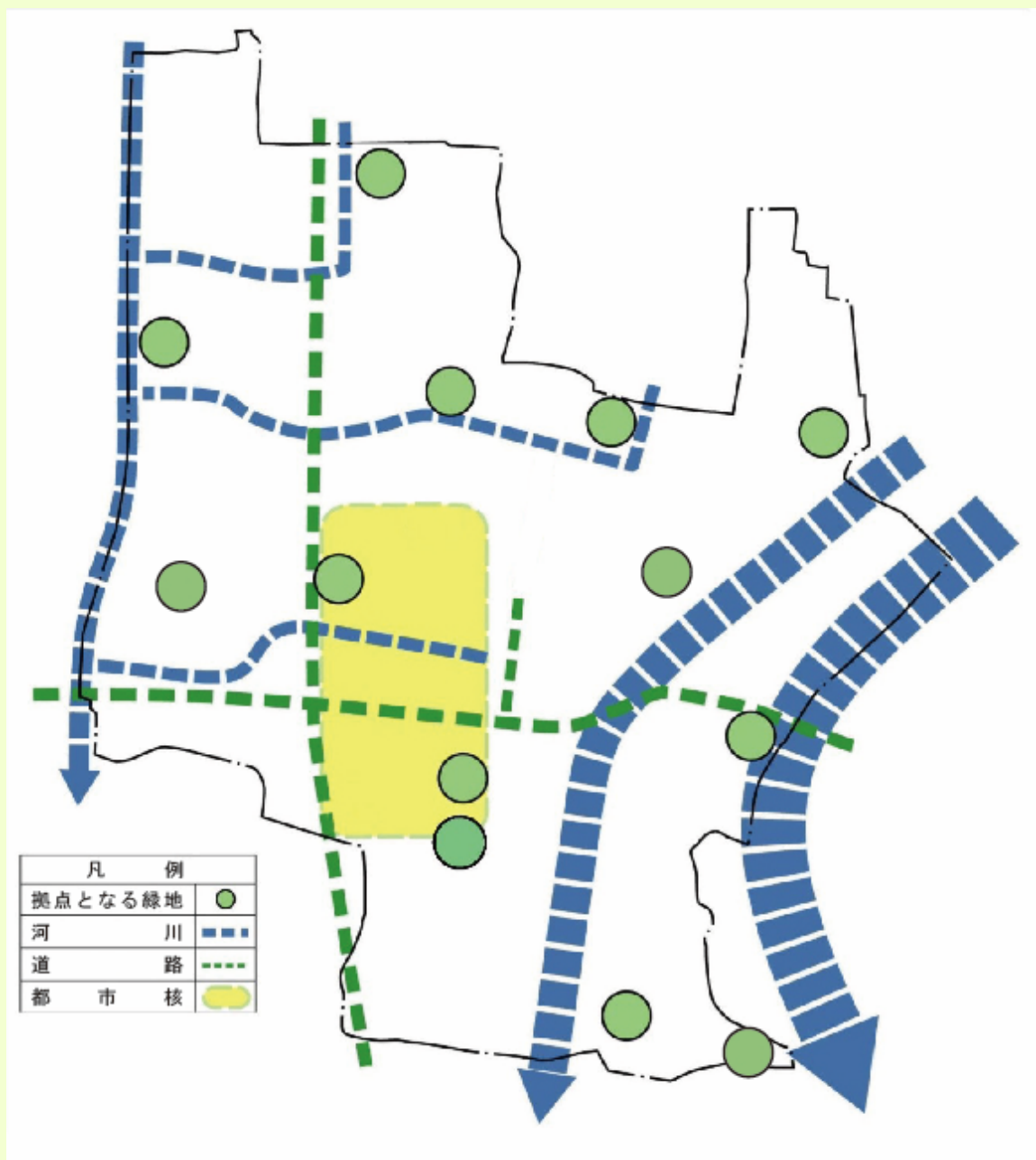
サツキ

ツツジ科の常緑低木
6月
頃に5裂の花を咲か
せる。



出典：大治町 HP より

●緑の将来像図



5-2 基本方針の設定

緑の将来像『緑と共に 安らぎのある 豊かなまち おおはる』の実現に向け、「緑を守り育てる」、「緑を活かす」、「緑をつくる（増やす）」をテーマとした基本方針を設定します。

5-2-1 緑を守り育てるための方針

- ア 一級河川庄内川等の骨格となる水辺の緑の保全・再生を図るとともに、町民への緑の保全意識の普及啓発を図ります。
- イ 道路整備や河川改修に合わせ、街路樹の設置や堤防の緑化を図り、緑のネットワークの維持・管理に努めます。
- ウ 各地区に点在する社寺境内地の地域の歴史を物語る緑は、地域を特徴付ける緑として保全に努めます。

5-2-2 緑を活かすための方針

- ア 既存の公園やちびっこ広場等の公園・緑地は、町民の貴重な憩いの場であるため、安全で便利に利用できるよう、機能の充実に努めます。

5-2-3 緑をつくる（増やす）ための方針

- ア 現状の公園・緑地は小規模なものが多く、地域的な偏りもあるため、地域に必要な機能を有する都市公園等を計画的に整備していきます。
- イ 町民への呼びかけを行いながら、各種制度の活用を検討し、都市公園等の整備に対する民間活力の導入や民有地の緑化を促進します。

5-3 計画の目標

本計画では、「都市公園等の施設として整備すべき緑地」に対して数値目標を設定します。

目標年次（令和12（2030）年）の都市公園等（※1）の整備目標量は、約22.40haです。したがって、都市公園等の施設として整備すべき緑地の令和12年の目標は、人口32,552人（※2）の都市規模において、町民1人あたり6.9㎡とします。

表－都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	現況（令和2年）	目標年次（令和12年）
目標	20.89 ha (6.7㎡/人)	22.40 ha (6.9㎡/人)

※1 都市公園と公共施設緑地を加えた施設緑地です。

※2 令和12年の人口は「大治町人口ビジョンまち・ひと・しごと創生総合戦略（平成28年3月）」における人口の将来展望と整合を図っています（合計特殊出生率が上昇する場合）。

第6章 緑に関する施策の方針

6-1 緑地配置の方針

6-1-1 骨格を形成する緑の配置

本町において、まとまりある豊かな水と緑の空間を有する一級河川庄内川、一級河川新川及び二級河川福田川の3河川を本町の骨格を形成する緑と位置付けるとともに、水と緑のネットワークの基軸とします。

6-1-2 身近な緑の配置

(1) 公共施設緑地

大治浄水場公園、ちびっこ広場、長牧調整池公園等の既存施設を維持します。また、町民のスポーツ・レクリエーション活動の場や災害時の避難所になる等、多様な機能を持つ重要な緑として、一次避難地機能を有する砂子防災公園を配置し、整備を進めます。

(2) 民間施設緑地（社寺境内地）

明眼院をはじめとする社寺の境内地は、地域住民の協力のもと、既存の緑地を維持します。

6-1-3 つなぐ緑の配置

(1) 主要道路

環境施設帯が設置されている国道302号、植樹帯が設置されている（主）名古屋津島線を緑のネットワークの基軸とします。

(2) 中小河川

二級河川西條小切戸川、準用河川小切戸川、準用河川円楽寺川、準用河川小糠田川を軸線とし、町内に整備された水路とともに住宅地の身近な水と緑のネットワークを形成します。

6-2 公園・緑地の整備方針

6-2-1 配置方針

町民の日常的な利用や、災害時に活用できる公園・緑地機能を適切な位置に合理的に確保していくことに努めます。

6-2-2 配置計画

現状で町民の憩いやレクリエーションの場となっている既存の公共施設緑地の配置を考慮しながら、地域の拠点となる公園の配置検討を進めていきます。

市街地全般において低平地による浸水や、地震時での被害が懸念される土地条件であることから、避難できる安全な空間を徒歩圏内で計画的に配置する必要があります。

よって、指定緊急避難場所である小・中学校運動場との機能連携や役割分担を考慮して、一次避難地としての機能を有する砂子防災公園の整備を南部地域で進めます。

表－街区公園相当の施設（面積 0.10～1.00ha で広場機能を有する施設）

記号	名称	面積（ha）
A	砂子山ノ浦ちびっこ広場	0.12
B	砂子中割球技場	0.13
C	西條壺町田球技場	0.13
D	大治浄水場公園	0.63
E	大治町多目的スポーツ広場	0.77
F	大治町庄内川河川敷公園	0.80
G	長牧調整池公園（長牧調整池）	0.21
H	西條高場ちびっこ広場	0.10

表－近隣公園相当の施設（面積 1.00ha 以上で広場機能を有する施設）

番号	名称	面積（ha）
①	大治町営野球場	1.11
②	砂子防災公園（新設）	1.24

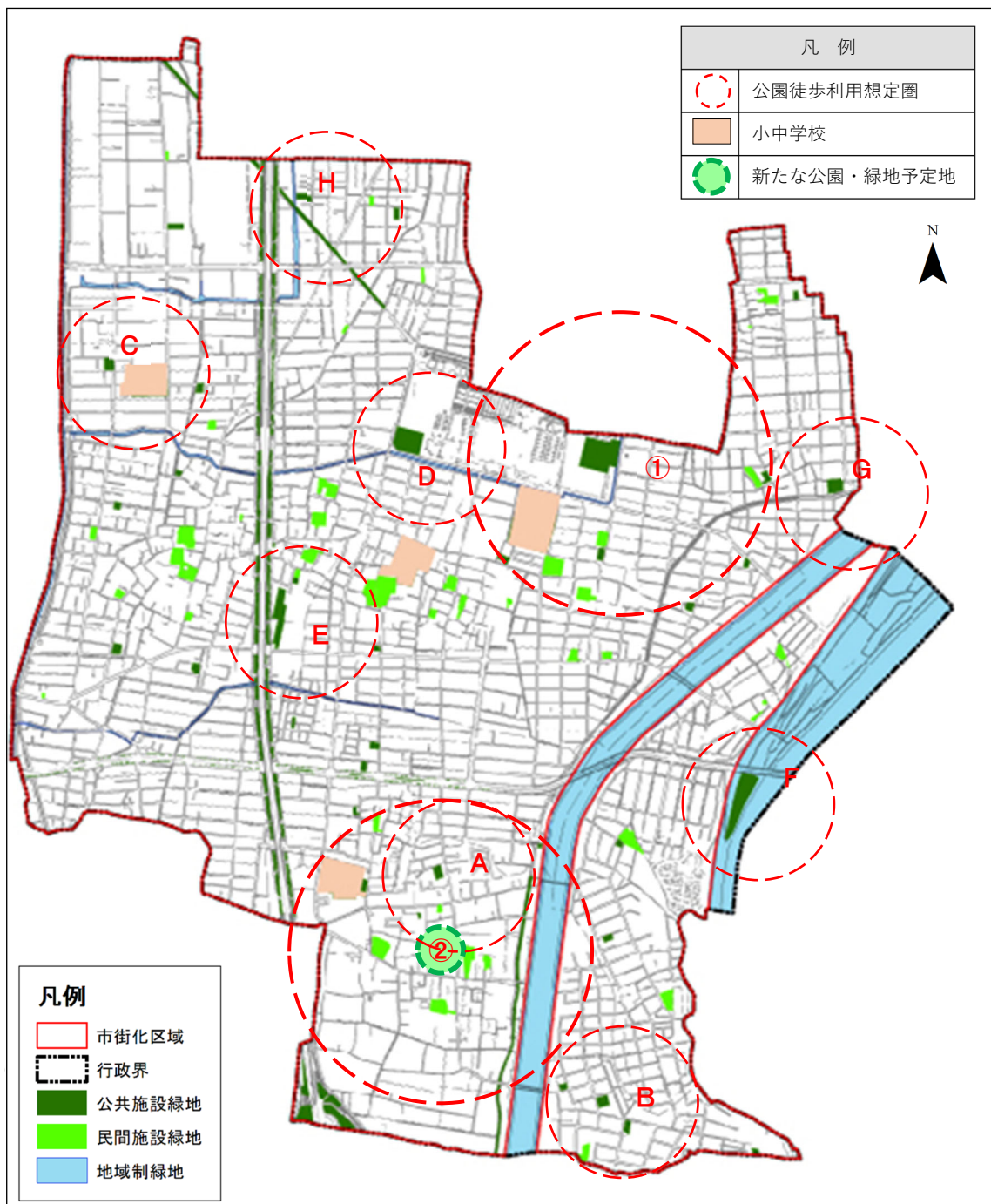


図-新たな公園・緑地の配置検討図

6-2-3 整備目標

目標年次（令和12（2030）年）における新たな公園・緑地の整備目標は、南部地域に砂子防災公園、大治町多目的スポーツ広場を整備、拡張するものとし、面積は1.51haとします。

6-3 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

6-3-1 施設緑地の整備目標及び整備方針

(1) 公共施設緑地

① 配置方針

目標年次（令和12（2030）年）における公共施設緑地は、既存の公園・緑地、環境施設帯等を維持するものとします。

② 整備目標

公共施設緑地の整備（維持）目標は、21.16haとします。

(2) 民間施設緑地

① 配置方針

目標年次（令和12（2030）年）における民間施設緑地の配置は、既存の社寺境内地を維持するものとします。

② 整備目標

民間施設緑地の整備（維持）目標は、6.13haとします。

6-3-2 地域制緑地の保全目標及び保全活用の方針

(1) 法によるもの

① 配置方針

目標年次（令和12（2030）年）における地域制緑地の整備目標は、現況の地域制緑地である河川法による河川区域（一級河川庄内川、一級河川新川、二級河川福田川、二級河川西條小切戸川、準用河川小切戸川、準用河川円楽寺川、準用河川小糠田川）を維持するものとしします。

② 整備目標

地域制緑地（河川区域）の整備（維持）目標は、54.94haとします。

(2) 協定によるもの

土地所有者や地域住民の関係者の提案と話し合いのもと、地域ぐるみで緑地の保全や民有地の緑化を図ることに合意が得られる場合には、市民緑地制度や緑地協定制度の運用について検討します。

6-3-3 都市緑化の目標及び推進方針

(1) 公有地

① 道路

都市計画道路等の幹線道路は、植樹帯の設置による緑化の検討を行い、良好な道路環境を創出するとともに、緑のネットワークの強化に努めます。

中小河川に接する道路は、沿道の緑化や路面の修景により、水や緑に親しみながら歩くことのできる空間としての機能向上に努めます。

② 河川

河川の改修にあたっては、堤防等の緑化を図り、安らぎのある水辺空間の創出を促進します。

③ その他の公有地

公有地では、接道部の緑化やシンボルとなるような樹木の植栽を行い、緑化の推進に努めます。また、公共施設の新設や建て替えを行う場合は、十分な緑地空間を確保するよう努めます。

(2) 民有地

① 住宅地

広報等により緑化の普及啓発を図るとともに、生垣化の奨励、地域住民による美化活動の促進を図ります。

② 商業地

駐車場の緑化、プランターやフラワーポットの設置、建物と一体化した植栽により、緑豊かな商業地空間の創出を促進します。

③ 工業地

接道部の緑化や緩衝緑地の確保等による工場緑化を奨励します。

(3) 町民等への普及啓発及び緑化活動への参加促進

本町ホームページや広報、各種イベントを通じて、緑に関する普及啓発を実施します。また、優良な事例や活動者を紹介する等、町民の活動意欲、参加意欲の向上に努めます。

第7章 実現のための具体的な取り組み

緑の将来像、基本方針及び緑に関する施策の方針を実現するため、3つの基本方針（「緑を守り育てる」、「緑を活かす」、「緑をつくる（増やす）」の視点）から、具体的な取り組みを以下のように整理します。



図－具体的な取り組みの体系

7-1 緑を守り育てるための取り組み

(1) 骨格となる緑の保全

●一級河川庄内川の水と緑の保全

一級河川庄内川は、国の河川整備計画を踏まえつつ、水辺の保全と再生を促進し、本町において貴重な水と緑のあふれる自然環境を守ります。

●庄内川河川敷の農地の保全

庄内川河川敷には、本町の特産である赤しそを栽培する畑が広がっています。こうした農産物の地域ブランド化や地産地消の促進により、農業の振興を図ることで、まとまりある一団の農地とともに、赤しそと河川の水と緑が対比する特徴ある景観を保全します。



本町の特徴ある景観 赤しそ畑

●街路樹の適切な維持管理

街路樹の剪定は、樹形や開花時期を考慮し、街路樹の機能を発揮できる維持管理に努めます。また、樹木の枯死により、植え替えや補植が必要な街路樹は、あいち森と緑づくり事業の活用を検討します。

(2) 河川や水路の水辺環境の維持向上

●河川や水路の緑化・美化

河川の改修に合わせて、堤防や水際の緑化を進め、自然味のある河川環境を創出します。また、河川や水路は、地域住民の協力により、草刈り等の美化活動を進めます。

●水質の改善

家庭や工場からの排水が直接河川等に流れ込むことによる河川や水路の水質の悪化を防止するため、公共下水道の整備を進めます。また、整備済みの区域では各家庭からの下水管への接続を呼びかけます。さらに、水路等の害虫防除においては、できる限り薬剤に頼らない方法を検討する等、環境負荷を軽減し、まちなかでも生き物を見ることのできる環境を創出します。

(3) 町民との協力による緑の保全

●歴史資源となる木々の保全

町の文化財に指定されている、大治小学校のセンダン、神明社（中島地区）のアキニレ、殿池神社のマルバヒイラギは、町民に古くから親しまれ、地域の歴史を物語る大切な資源です。これらの木々は、地域住民による日常的な管理の協力により、病虫害等による老衰や枯死の被害を防ぎます。

●明眼院等社寺境内地の保全

明眼院等の町内に点在する社寺境内地は、古くから地域にある身近な緑であり、うるおいある市街地環境の形成に重要な役割を果たしています。こうした社寺境内地は、地域住民の協力のもと、保全と適切な維持管理を促進します。



量感ある身近な緑 社寺境内地

●緑の保全意識の普及啓発

町民の自然環境への関心と理解を深め、水や緑を大切にする意識を普及するため、自然環境に関する広報・PRを進めます。

7-2 緑を活かすための取り組み

(1) 既存の公園・緑地の適切な維持管理

●公園・緑地の計画的な維持管理

既存の公園・緑地は、計画的な長寿命化を図り、利用者の安全性や利便性を確保するとともに、整備から管理までのライフサイクルコストの縮減に努めます。

●民間ボランティアの活動の充実

公共施設やまちかどの花壇に咲く花は、道行く人や施設に訪れた人の心を和ませ、癒しを感じさせてくれます。町内では、まちかどの花壇を活かして、民間ボランティア（いきいき花クラブ）が、まちかどで花を育てる活動を行っており、活動のPRや人材の確保により、活動の輪を広げていきます。



民間ボランティア（いきいき花クラブ）による花壇づくりの様子

7-3 緑をつくる（増やす）ための取り組み

(1) 都市公園の整備

●砂子防災公園の整備

町民のスポーツ・レクリエーション活動の場や災害時の避難所になり、多様な機能を持つ重要な緑として、一次避難地機能を有する砂子防災公園の整備を進めます。

(2) 公有地における緑化の推進

●公共施設における先導的な緑化

町役場、公民館等の公共施設では、民有地における緑化の見本となり、町民の緑化意識を高めるよう、プランターや花壇での花づくりをはじめ、建物の緑化や緑のカーテンといった先導的な緑化に努めます。



公共施設における緑化

●公有地の植栽等による緑地の創出

市街地における公有地を利用して、樹木の植栽や園路整備により緑地を創出する際には、あいち森と緑づくり事業の活用を検討します。

(3) 民有地における緑化の促進

●地域ぐるみの緑化の促進

既成市街地においては、事業者や町民の緑化に対する意欲や要望に応じて、緑地協定の締結を促進します。

また、商工会、地区コミュニティ推進協議会、町内会等が実施する地域ぐるみの自主的な緑化活動の支援に努めます。

●民有地緑化に対する助成制度の活用

生垣の設置、屋上の緑化、また、駐車場の緑化といったまとまった規模の緑化を促進するため、あいち森と緑づくり事業の活用を検討します。

●緑化活動の普及啓発

各家庭における緑化を促進するため、イベント等の開催に合わせて、花木の苗や種を配布します。また、緑の募金運動の呼びかけを行い、公共施設の緑化の活動を支援します。

さらに、本町ホームページや広報を通じて、緑化に関わる情報や優良な事例を紹介し、町民の緑化活動の普及啓発に努めます。

■用語一覧

あ 行

一級河川 _____

国土保全上又は国民経済上特に重要な水系に係わる河川で、国土交通大臣が指定した河川。

一次避難地 _____

広域避難地に到達するまでの間に、避難の中間拠点を設け、避難に伴う不安や混乱を防ぎ、地域住民の避難誘導、情報伝達、応急救護を行うとともに、火災による死亡の防止機能を果たすもの。

NPO _____

Non-Profit Organization 民間非営利法人組織の略。非政府、非営利で活動を行う、組織的な実体をもった団体（政治 団体、宗教団体を除く）のこと。

オープンスペース _____

公園や広場等のゆとりある空間。開けた空間・場所。

か 行

河川区域 _____

洪水等災害の発生を防止するために必要な区域であり、河川法が適用される区域。

環境インフラ _____

環境を支える社会資本のことで、主に都市環境や地域住民の生活環境等を支える公園緑地や街路樹、下水道、ごみ処理施設等があげられる。

協働 _____

自発的かつ自立した地域住民あるいは地域住民団体と行政とが共通の目的を達成するために、適切な役割分担のもとで協力して行動すること。

グライ層 _____

低湿地等の地下にみられる、青灰色の土の層。地下水に浸されて酸素が欠乏するために鉄分が還元されて生じる。

公園施設 _____

都市公園の効用を全うするために、都市公園に設けられる施設であり、園路や植栽、休憩所、遊具、運動場等がある。

コミュニティ _____

社会における生活共同体。住んでいる地域や学校、職場、あるいは思想、価値観や趣味、利害関係等、共有する要素のもとに集まる人間のグループ。

さ 行

里山 _____

薪や堆肥を得る等、地域の人々の持続的な利用を通じて育まれてきた森林であり、大治町近辺では主にコナラやアベマキ等の二次林で構成される。

CSR

企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility）のこと。企業は社会的存在として、地域住民や地域、社会の顕在的・潜在的な要請に応え、より高次の社会貢献や配慮、情報公開や対話を自主的に行うべきであるという考え方。

市街化区域

すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画区域において、市街化を抑制すべき区域として都市計画で定められている。開発行為は原則として抑制され、都市施設の整備も原則として行われず、新たに建築物を建てたり、増築することができない地域となる。

市民緑地制度

土地所有者や人工地盤・建築物等の所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。これにより、地域住民が利用できる公開された緑地が提供される。

準用河川

河川法が適用されない普通河川のうち、市町村が特に指定した河川をいう。二級河川に関する規定が準用されるためこのように呼ばれる。

生産緑地地区

市街化区域内の農地のうち、一定の要件を満たす土地を、関係権利者からの申出を受けて都市計画により指定する地区。永続的な営農が義務付けられる一方で、税制優遇等のメリットがある。

生態系

食物連鎖等の生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く大気・水等の無機的環境の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念。

生物多様性

遺伝子レベル、種レベル、生活場所レベル等で、たくさんの生物種が存在すること。

た 行

第四紀沖積層

約 180 万年前から現在までに堆積した沖積層のこと。

地域制緑地

一定の区域を定め、土地利用の規制・誘導によって、自然環境の保全や緑地機能の確保を図る緑地。

地球温暖化

地表や海洋、大気の平均温度が長期的に上昇する現象。異常気象、海面の上昇による海岸浸食、生態系への影響等様々な影響が指摘されている。

地産地消

地域の消費者ニーズに即応した農業生産と生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取り組み。

沖積層

最終氷河期の海面低下期（約 2 万年前更新世末期）以降に堆積した地層。沖積層は工学的には軟弱な地層で特徴付けられる。

低平地 _____

地形標高が排水河川、湖海の水位に比べて十分に高くなく、地形勾配も緩やかで、氾濫・湛水被害を受けやすい条件下にある地形。

デルタ地帯 _____

三角州。河口付近において、河川によって運ばれた物質が堆積することにより形成された地形である。

特別緑地保全地区 _____

都市緑地法（第12条）に基づき、都市計画区域内緑地のうち、無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止となるもの、歴史的・文化的価値を有するもの、風致又は景観が優れているもの、動植物の生育地等となるもの等、一定の要件を満たす良好な自然的環境を形成している緑地を保全するために都道府県または市町村が都市計画に定める地区。

都市計画区域 _____

都市計画を策定する場というべきもので、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地の範囲であり、自然的・社会的条件を考慮して一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域。

都市公園法 _____

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として制定され、都市公園の定義や管理に係る事項等について定めた法律。

都市緑地法 _____

都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定され、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等を定めた法律。

都市公園 _____

都市部にある公園。特に都市公園法によって設置される公園をいう。

な 行

二級河川 _____

一級河川以外の水系で、公共の利害に重要な関係があるもののうち、都道府県知事が指定した河川。

は 行

ヒートアイランド現象 _____

人工排熱の増加や地表面の人工化等を主な原因として、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。

ビオトープ _____

本来は生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間の概念を表す用語である。ただし、人工ビオトープとして、開発事業等によって本来の自然環境が損なわれた土地や都市内の空き地、工程等に造成された生物の生息・生育環境空間を指す場合もある。

ま 行

水循環

地球上の水は気圏、陸圏、水圏に存在している。気圏では水蒸気、陸圏では地表水（河川水、湖沼水）や土壌水分、地下水、また水圏では海水や流水等の形をとる。これらは孤立的ではなく、連続的に相互に流入、流出しており、この循環を「水循環」と呼ぶ。

民間活力

民間企業の資金力や事業能力等のこと。従来、政府・自治体の資金で行われていた事業を民間の資金・ノウハウで行うことによって、より効率的な公共サービスの提供が期待される場合もある。

ら 行

ライフサイクルコスト

施設の企画・設計費、建設費等の初期投資（イニシャルコスト）と、保全費、修繕・改善費、運用費等の運営管理費（ランニングコスト）及び解体処分までに必要な総費用。

ランドマーク

地域の主要な目印、地域を特徴付ける象徴的な景観要素（歴史的な建造物や高層ビル・橋・塔・山等）のこと。

緑地協定制度

土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。地域住民の協力で、街を良好な環境にすることができる。

緑被率

緑被率は、ある地域における緑被地（樹木や草で覆われた土地）の占める割合であり、平面的な緑の量を表す指標となる。

緑化重点地区

都市のシンボルとなる地区、緑が少ない住宅地等、緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区。

緑化地域制度

市街地等において効果的に緑を創出していくために、一定規模以上の敷地面積を有する建築物の新築や増築を行う場合に、定められた割合（緑化率の最低限度）以上の緑化を義務付ける制度。

緑化率

建築物の敷地面積に対する緑化施設の面積の割合。

レクリエーション

仕事や勉強等の疲れを癒し、精神的・肉体的に新しい力を盛り返すための休養、娯楽。

